

原議保存期間	30年（令和37年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（ 参 考 送 付 先 ）
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 9 号
令 和 7 年 2 月 2 8 日
警 察 庁 交 通 局 長

指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）

指定自動車教習所に対する指導については、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和6年8月1日付け警察庁丙運発第14号）に基づき実施しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴う所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

令和7年2月

指 定 自 動 車 教 習 所
業 務 指 導 の 標 準

警察庁交通局運転免許課

凡例

- 1 「法」…道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 2 「令」…道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」…道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 4 「技能検定員審査規則」…技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）
- 5 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
- 6 「教習の標準」…指定自動車教習所の教習の標準について（通達）（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第7号）

記載方法

- 指定自動車教習所の教習の標準について（通達）（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第7号）の「第2 大型免許及び中型免許に係る技能教習の標準」の「1 基本操作及び基本走行（第1段階）」の項目名1…「教習の標準の大型免許に係る技能教習の基本操作及び基本走行（第1段階）項目名1」

目 次

第 1 人的基準に関する指導	1
1 管理者による管理体制の確立	1
(1) 管理者の資格要件	1
(2) 実質的な管理体制の確保	2
ア 基本的留意事項	2
イ 管理者が兼務する場合における指導事項	2
(3) 指導員等の選任	3
ア 指導員等の選任時期	3
イ 大型免許、大型第二種免許又は準中型免許に係る指導員等の選任等	3
ウ 学科教習に従事する教習指導員の要件	4
エ 指導員等の知識等の確認	5
(4) 指導員等の数	5
(5) その他指導員等に関する留意事項	5
ア 指導員等が複数の教習所を兼任する場合の留意事項	5
イ 臨時的指導員を選任する場合の留意事項	6
2 指導員等になろうとする者に対する教養	6
3 指導員等に係る公安委員会の審査等	6
(1) 指導員等の審査の手続等	6
ア 年間計画の策定	6
イ 審査の公示	6
ウ 審査の申請	7
エ 審査の厳正な実施	7
オ 合格証明書の交付等	7
カ 合格証明書の再交付	7
キ 審査合格の効力	8
(2) 審査細目の一部合格者に対する審査機会の確保	8
(3) 指導員等の欠格事由	8
ア 意義	8
イ 欠格事由の確認方法	8
(4) 教習指導員審査に合格した者と同等以上の能力を有すると認める者としての認定	8
ア 対象者	8
イ 認定の要件	9
ウ 認定の際の留意事項	9
エ 認定の時期	9

(5) 技能検定員審査に合格した者と同等以上の能力を有すると認める者としての認定	9
ア 対象者	9
イ 認定の要件	9
ウ 認定の時期	10
(6) 資格者証の交付	10
ア 手続	10
イ 申請書作成の際の留意事項	10
ウ 資格者証の様式	10
エ 教習指導員資格者証の記載方法	11
オ 技能検定員資格者証の記載方法	11
(7) 資格者証の再交付等	12
(8) 資格者証の返納	12
ア 手続	12
イ 方法	12
(9) みなし教習指導員（第一種免許に係る指導員に限られる。）に係る認定等の特例	12
ア 暫定教習認定の意義	12
イ 暫定教習指導員資格者証の交付	13
ウ 暫定教習指導員資格者証の記載方法	13
エ 暫定教習認定の時期	14
オ 暫定教習指導員資格者証の返納	14
4 指定教習所の職員に対する講習	14
(1) 受講回数等	14
(2) 講習の時間	14
(3) 受講方法	14
(4) 講習の通知	14
(5) 講習の実施方法	15
(6) 講習終了証明書	15
(7) その他	15
5 その他の研修	15
(1) 技能検定立会研修	15
(2) 教習立会研修	15
第2 物的基準に関する指導	16
1 コース（府令別表第3）	16
(1) 周回コース	16

(2) 幹線コース	16
(3) 坂道コース	16
(4) 屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース	17
(5) 路端停車コース	17
(6) 隘路コース	17
(7) 縦列駐車コース	17
(8) 自動二輪車のコース	17
ア 併設コースの基準	17
イ 8の字コース	17
ウ 特別設定コース	18
(9) 大型特殊自動車等のコース	18
(10) コースの縁石	18
(11) スキッドコース	18
(12) スキッド教習車コース	19
(13) その他	19
2 教習車両等	19
(1) 備付け自動車等	19
(2) 応急用ブレーキ	20
(3) 車両の整備	20
(4) 後写鏡の備付け	21
(5) 路上検定標識の表示	21
(6) 模擬運転装置及び無線指導装置	21
(7) 運転シミュレーター	21
3 学科教習用教室等	21
(1) 基準	21
(2) 技能教習	21
(3) 路上教習等の発着の用に供する施設の設置	22
(4) 学科教習	22
4 施設の移転	22
第3 運営的基準に関する指導	23
1 教習原簿の作成	23
2 指定教習所への入所時の確認事項等	23
(1) 人定事項	23
(2) 受験資格を満たさない入所希望者等に対する事前説明	23
(3) 不正教習等の防止	23
(4) 適性テストの実施	24

3	教習生の転所の取扱い	24
(1)	転所の手続	24
(2)	転所の対象	24
(3)	転所の効果	24
4	みきわめを行う教習指導員の要件	25
5	技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限	25
6	学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限	25
(1)	セット教習の特例	25
(2)	法令指導員、構造指導員又はその他の指導員の教習すること ができる項目名	26
(3)	適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件	26
(4)	応急救護処置教習の指導員の要件	26
7	応急救護処置における留意事項	27
(1)	人体装置の基準	27
(2)	模擬人体装置の数の基準	27
(3)	留意事項	27
8	自由教習	27
(1)	技能教習	27
ア	指導員	27
イ	教習車両	28
ウ	実施の時期	28
(2)	学科教習	28
(3)	記録	28
9	その他	28
第4	仮免許に係る事務の委託に当たっての留意事項	29
1	総論	29
2	仮免許の申請に係る事務を委託している場合	29
3	仮免許適性試験に係る事務を委託している場合	29
4	仮免許学科試験の実施に係る事務を委託している場合	29
(1)	試験問題の作成保管	29
(2)	試験の立会い	30
(3)	試験問題の指定	30
(4)	採点	30
5	休日実施上の留意事項	30
(1)	実施の時期	30
(2)	学科試験問題の指定	30

(3) 出題問題の保秘	30
(4) 学科試験の答案用紙等の保管	30
(5) 可否の判定	31
(6) 仮免許証の作成及び交付	31
ア 有効期間	31
イ 交付年月日	31
ウ 仮免許証の交付	31
(7) 休日実施の制限	31
(8) 受験者への周知	31
(9) 非常時における連絡体制	31
第5 技能検定及び技能審査	32
1 技能検定	32
(1) 受検資格の確認	32
(2) 受検資格	32
ア 教習期間の特例	32
イ 受検できる期間の特例	32
ウ 技能検定の実施回数	32
エ 技能検定コースの決定及び発表	33
オ 技能検定の実施方法	33
カ 技能検定員の割当て等	33
(3) 休日実施上の留意事項	34
2 技能審査	34
第6 卒業証明書等の記載方法	37
1 卒業証明書（法第99条の5第5項及び府令第34条の2第2項）	37
(1) 記載要領	37
(2) 再発行の場合の記載要領	37
(3) オートマチック車限定の場合の記載要領	37
(4) 小型二輪車の場合の記載要領	37
(5) 身体障害者の場合の記載要領	37
(6) 特定後写鏡等条件の教習生の場合の記載要領	37
(7) 自衛隊用自動車の場合の記載要領	37
(8) コード番号の記載	38
2 修了証明書（法第99条の5第5項及び府令第34条の2第2項）	38
(1) 記載要領	38
(2) 再発行の場合の記載要領	38

(3) オートマチック車限定の場合の記載要領	38
(4) 特定後写鏡等条件の教習生の場合の記載要領	38
(5) 自衛隊用自動車の場合の記載要領	38
3 技能検定合格証明（法第99条の5第5項及び府令第34条の2第3項）	38
(1) 記載要領等	38
(2) 技能検定員が退職等している場合の記載要領	39
第7 備付け書類等	40
1 備付け書類	40
2 印章	41
(1) 盗用等の防止	41
(2) 大きさ等の基準	41
3 仮免許申請時等における添付書類	41
第8 指定申請書の記載事項の変更届出	41
1 変更届出を要する事項	41
(1) 管理者の変更	41
(2) 指導員等の変更	41
2 変更届出に基づく検査	42
第9 指定を受けようとする届出自動車教習所（以下「届出教習所」という。）に対する指導	43
1 自動車教習所の届出	43
2 簿冊等の備付け	43
3 指定前の教習実績の確認	44
(1) 6月以上の教習についての教習実績	44
(2) 仮免許試験の実績	45
(3) その他	45
ア 人的体制及び物的施設等の整備	45
イ 教習方法の適否の確認	46
ウ 教習修了証明書の発行	46
エ 他の法律違反についての防止措置	46
4 指定の申請	46
5 指定	46
6 再指定	46
(1) 欠格期間の確認	46

(2) 指定前の教習実績の起算点	47
(3) 指定の取消しとなった事由の消滅の確認	47
第10 指定教習所に対する指導監督	48
1 指導監督の基本方針	48
(1) 指導監督の目標	48
(2) 指導監督の方法	48
ア 組織的指導監督	48
イ 重点的指導監督	48
ウ 累進的指導監督	48
2 報告等（法第99条の6第1項）	48
(1) 定期報告	48
(2) 随時報告	49
(3) 報告等の方法	49
3 検査（法第99条の6）	49
(1) 総合（定期）検査	49
ア 意義	49
イ 実施回数	49
ウ 項目及び方法	49
エ 実施後の措置	49
(2) 随時検査	49
ア 意義	49
イ 実施時期	49
ウ 項目及び内容	50
(3) 技能検定等に対する検査	50
ア 立会い検査	50
イ 抽出検査	50
ウ 特別措置	51
4 その他	51
(1) 検査実施者の身分を示す証票の携帯提示	51
(2) 技能検定成績表等の分析	51
(3) 定期報告書等の分析	51
(4) アンケートの実施	52
(5) 指定教習所協会を通じた指導	52
(6) 指定教習所に対する表彰	52
ア 事故率	52
イ 管理体制	52

ウ	指導員等への教養	52
エ	施設の整備	52
オ	教材の整備等	52
カ	検査結果等	52
キ	事故防止等	53
ク	書類の整理等	53
第11	指定教習所に対する処分等	54
1	指定の基準に適合しなくなった場合等の措置	54
(1)	適合命令	54
(2)	監督命令	54
2	指定の取消し等	54
(1)	指定の取消し又は卒業証明書等の発行禁止処分	54
(2)	指定の取消し又は卒業証明書等の発行禁止処分の期間の延長	54
3	処分を受けた指定教習所の教習生の取扱い	55
別添第1	指定教習所の指導員等になろうとする者に対する新任教養実施基準	56
別添第2	路端停車コース	59
別添第3	隘路コース	60
別添第4	縦列駐車コース	61
別添第5	指定速度からの急停止コース	62
別添第6	8の字コース	63
別添第7	スキッド教習車コース	64
別添第8	身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲	65
別添第9	総合（定期）検査項目等一覧表	70
別記様式第1号	教習原簿（大型自動車免許）	71
	（中型自動車免許）	79
	（準中型自動車免許）	87
	（普通MT免許）	95
	（AT限定普通免許）	101
	（大型二輪免許）	107
	（AT限定大型二輪免許）	113
	（普通二輪免許）	119
	（AT限定普通二輪免許）	125
	（大型第二種免許）	131
	（中型第二種免許）	138
	（普通第二種免許）	145

別記様式第2号	技能審査合格証明書.....	151
別記様式第3号	卒業証明書.....	152
別記様式第4号	修了証明書.....	153
別記様式第5号	教習修了証明書.....	154

第1 人的基準に関する指導

1 管理者による管理体制の確立

自動車教習所を管理する者（以下「管理者」という。）には、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上のための努力義務が課せられている（法第98条第1項）。

また、公安委員会は自動車教習所を設置する者（以下「設置者」という。）又は管理者に対して、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとされているほか、当該指導又は助言をするため必要な限度において、設置者又は管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとされている（法第98条第3項及び第5項）ことを踏まえ、管理者による実質的な管理体制を確保するため、下記事項について指導すること。さらに、教習指導員及び技能検定員（以下「指導員等」という。）の選任並びに教習及び技能検定の実施についても各種の義務が課されている（法第99条の2から第99条の5まで）ことを踏まえ、管理者が自動車教習所の業務運営全般について適正に管理権を行使できるような内部体制が確立されるよう、下記事項について指導すること。

(1) 管理者の資格要件

管理者の資格要件については、令第35条第1項に掲げられているが、この解釈については次のとおりである。

なお、必要な資格要件を満たしているかどうかについては、管理者として選任されることとなる者の住民票の写し及び履歴書（府令第35条第1号）のみによることなく、必要があれば、その他の書類を提出させ、具体的事実に基づいて調査すること。

ア 「道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上あった者」（令第35条第1項第2号）

「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等がこれに該当する。

「管理的又は監督的地位」とは、組織において、これを管理し、又は監督することを職務とする地位をいう。このような地位に該当するか否かは、形式的な地位だけでなく、実質的な職務上の権限、職務の内容等によって判断すること。

イ 「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」（令第35条第1項第2号）

これは、管理者になろうとする者が、道路の交通に関する業務における管理の経験がなくても、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する能力があれば管理者として認めようとするものである。

指定教習所を管理する能力の有無については、「道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上あった者」との対比において判断すること。

ウ その他

令第35条第1項第2号イの規定により、管理者は「過去3年以内に卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、ここにいる「不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、府令第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定（以下「教習等」という。）に違反するものを下命、容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいうものである。ただし、管理者において、指導員等の違反行為（不正行為のみではない。）を認識できなかった場合は、これに該当しないこととなる。

なお、卒業証明書等の発行に関連する行為であれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしないものと解される。

(2) 実質的な管理体制の確保

ア 基本的留意事項

管理者が教習や技能検定に従事することは、本来の業務である指定教習所の業務運営全般についての管理が粗略になるおそれがあるので、これらの業務（教習の標準の第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」に係る教習を除く。）に従事させないように指導すること。

また、指定教習所の管理体制を強化するため、当該指定教習所の組織及び経営の規模に応じて、卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する職員（以下「副管理者」という。）を置くように指導すること。

なお、副管理者については、その職務内容を鑑み、25歳以上の者であり、かつ、副管理者の職務を行うことが可能と認められる知識及び経験を有する者を選任するように指導すること。

イ 管理者が兼務する場合における指導事項

管理者は、指定教習所を実質的かつ直接管理し、教習の水準の維持向上に努めなければならない立場にあることを踏まえれば、管理者は当該指定教習所を管理する職務に専念することが求められ、通常、専任の管理者としてこれに従事することとなる。管理者が他の指定教習所の管理者を兼務する必要が認められる例外的な場合は、同一敷地内に、又は極めて近接した場所に他の指定教習所があるときなどであって、次の事項について指導することで、当該者が指定教習所を実質的かつ直接管理（補助的にオンライン会議システム等のデジタル技術の一部活用する場合を含む。）できるようにすること。

また、管理者が他の指定教習所の管理者を兼務する場合、指定教習所の管理を実効的なものとするため、管理者不在時に副管理者が確実に管理できる体制を整える

よう指導すること。

(7) 指導員等の勤務状況の把握等

指定教習所には指導員等を置くこととされていることから、教習生に対する円滑な又は待ち時間の少ない教習の実施等が可能となるよう、日ごとに指導員等の出勤状況を把握し、教習生の在籍状況に応じた指導員等を配置すること。

(イ) 指導員等への指示・教養

不適切な教習等を防止するため、指導員等に対して、適時適切な指示・教養を徹底すること。

(ウ) 教習等のための設備の維持確認

教習及び技能検定のための設備について、異常なく維持されていることを確認すること。

(エ) 教習等の実施状況の確認

教習の科目ごとの教習時間及び教習方法が教習計画に沿って適切に行われているかどうかについて教習等の実施状況を確認すること。

(オ) 卒業証明書又は修了証明書の適切な発行

卒業証明書又は修了証明書の発行に当たっては、その都度当該卒業証明書又は修了証明書に係る者に対する教習及び技能検定が適切に実施されていること及び当該卒業証明書又は修了証明書が法第99条の5第5項に定める要件に適合していることを確認すること。

(カ) 公安委員会による報告徴収に応じた必要な確認

教習及び技能検定中の交通事故や特異事案等が発生した場合において、公安委員会への報告を遅滞なく行うとともに、公安委員会と連携した迅速・適切な対応を講じること。

(キ) その他指定教習所を管理するに当たって必要な事項の確認及び把握

(3) 指導員等の選任

ア 指導員等の選任時期

管理者は、教習又は技能検定を行わせるため指導員等を選任しなければならないこととされている（法第99条の2第1項及び第99条の3第1項）が、教習又は技能検定に係る運転免許（以下「免許」という。）の種類に係る教習指導員資格者証又は技能検定員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けていない者は、指導員等となることができない（法第99条の2第2項及び第99条の3第2項）ことから、当該資格者証の交付を受けている者を指導員等として選任することとなる。指導員等として選任されない限り当該業務に従事させることはできないが、選任とは、管理者が事実上の選任行為をしたときであって、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ選任の届出をしたときではない。

イ 大型免許、大型第二種免許又は準中型免許に係る指導員等の選任等

(ア) 大型免許又は大型第二種免許に係る指導員等の選任

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条の規定により、大型免許及び中型免許又は大型第二種免許及び中型第二種免許に係る資格者証とみなされる資格者証の交付を受けている指導員等を選任している指定教習所の管理者は、これらの者に大型免許又は大型第二種免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときは、同政令附則第5条に規定する公安委員会が指定する研修（以下「大型免許等研修」という。）を受けさせなければならないことから、大型免許等研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

なお、みなし教習指導員（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）についてもこの規定の適用を受けることとなるので留意すること。道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第3条第1項の規定により、中型免許及び準中型免許に係る資格者証とみなされる資格者証の交付を受けている指導員等に準中型免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときも、同様である（準中型免許に係る研修を準中型免許研修という。以下同じ。）。

(イ) 公安委員会への通知

管理者は、(ア)に掲げる研修を受けさせた場合は、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第3号。以下「平成18年改正審査規則」という。）附則第12項又は技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第15号）附則第12項の規定により、公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならないこととされているが、通知を行うに当たっては下記の事項を記載した通知書に当該研修に係る「修了証」の写しを添付させて提出させること。

また、通知を受けた公安委員会は、大型免許等研修を修了した指導員等の資格者証にはその右肩に、準中型免許研修を修了した指導員等の資格者証にはその右下に「研修受講済み」と朱書きすること。

- a 指導員等の住所、氏名及び生年月日
- b 資格者証の種類
- c 受講研修名、研修実施主体名及び研修受講年月日

ウ 学科教習に従事する教習指導員の要件

学科教習に従事する教習指導員は、第一種免許に係る学科教習にあつては、第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）、第二種免許に係る学科教習にあつては、第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限

る。)とされている(府令第33条第5項第2号ロ)ことから、管理者において所要の確認を行わせること。

エ 指導員等の知識等の確認

指導員等の選任に当たって行う指導員等に関する資格者証の交付を受けた者の知識、技能等の確認については、管理者において行わせること。

なお、資格者証の交付を受けた者であっても、1年以上その業務から離れていた者など、知識、技能の低下のおそれがある者については、公安委員会で必要な確認をし、その結果により管理者に必要な教養を行わせるか、又は公安委員会が行う講習を受講させること。

(4) 指導員等の数

指導員等の数については、法令上の規定はないが、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数の指導員等が置かれるよう指導すること。

(5) その他指導員等に関する留意事項

ア 指導員等が複数の教習所を兼任する場合の留意事項

指導員等の選任届出が提出された場合には、兼任の有無を確認し、指導員等が複数の教習所を兼任する場合は、それぞれの指定教習所の設置者又は管理者に対して、次の事項を適切に実施するよう指導すること。

(ア) 指導員等に対する指示・教養

複数の指定教習所を兼任している指導員等(以下「兼任指導員等」という。)に対して、専任の指導員等に対して行うものと同様の適時適切な指示・教養を行うとともに、兼任指導員等が自身の指定教習所における勤務をしばらく行っていない場合等は、自身の指定教習所における当該兼任指導員等の教習等の水準が維持されるよう必要な教養を行うこと。

(イ) 教習生からの質疑等についての対応

教習生からの教習等に係る質疑等が兼任指導員等に対してなされた場合に、当該兼任指導員等が兼任先で勤務しているため不在のときであっても、情報通信機器によるオンライン会議システム等のデジタル技術を活用するなどして、双方向性が確保された効果的な質疑等対応を実施できるようにすること。

(ウ) 主教習所等についての報告

兼任指導員等として選任したことを届け出る場合にあっては、兼任指導員等である旨及び当該兼任指導員が兼任している指定教習所のうちの主となる指定教習所(以下「主教習所」という。)名について報告すること。

なお、所在する都道府県が異なる指定教習所において兼任指導員等を選任する場合は、それぞれの都道府県ごとに主教習所を設定し、当該主教習所は、当該兼任指導員等が選任されている都道府県名及び教習所名を、それぞれの所在地を管

轄する公安委員会に報告すること。

また、副管理者が複数の指定教習所で兼任する場合も同様とすること。

イ 臨時的指導員を選任する場合の留意事項

繁忙期（7月から8月まで及び12月から3月まで並びにその前後の期間のうち、それぞれの指定教習所の過去の実績を踏まえて当該指定教習所が混雑していると公安委員会が認める時期をいう。以下同じ。）に限って臨時的に教習に従事する教習指導員（以下「臨時的指導員」という。）を選任する場合には、次の事項を適切に実施するよう管理者に対し、指導すること。

なお、当該選任届出は、十分な時間的余裕を持って行わせること。

(ア) 繁忙期に継続して教習に従事させること。

繁忙期において臨時的指導員が、日々雇い入れられるような形で教習を行うことは教習業務の円滑な実施を阻害し、公安委員会による指導監督が困難となるおそれがあることから、臨時的指導員は、繁忙期に継続して教習業務に従事させるよう指導すること。

(イ) 法定講習その他の所定の講習を受講させること。

臨時的指導員は1年以上継続して選任するよう指導し、教習の従事期間を問わず法定講習を受講させること。

2 指導員等になろうとする者に対する教養

指導員等になろうとする者に対する教養は、別添第1の基準に基づいて行うよう指導すること。

3 指導員等に係る公安委員会の審査等

指導員等に係る公安委員会の審査等については、技能検定員審査規則に基づき厳正に実施することとなるが、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 指導員等の審査の手続等

ア 年間計画の策定

あらかじめ審査を受けようとする対象別予定人員やその時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして指導員等の補充に支障をきたさないように配慮すること。

イ 審査の公示

指導員等の審査は、免許の種類（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大特免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許）に応じて行う（技能検定員審査規則第1条及び第10条第1項）が、教習指導員審査又は技能検定員審査（以下「指導員審査等」という。）を行おうとする場合は、当該審査の期日の30日前までに所定の事項を公示することとされている（技能検定員審査規則第2条及び第10条第2項）。

ウ 審査の申請

指導員審査等を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、指導員審査等の種類に応じ次に掲げる書類を提示しなければならないこととされている（技能検定員審査規則第3条第1項、第11条第1項及び別記様式第1号）。

(ア) 第一種免許に係る指導員審査等

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）（技能検定員審査規則第3条第1項第1号及び第11条第1項第1号）

(イ) 大型第二種免許に係る指導員審査等

大型第二種免許に係る免許証等及び大型免許に係る資格者証（技能検定員審査規則第3条第1項第2号及び第11条第1項第2号）

(ロ) 中型第二種免許に係る指導員審査等

大型第二種免許又は中型第二種免許に係る免許証等及び中型免許に係る資格者証（技能検定員審査規則第3条第1項第3号及び第11条第1項第3号）

(ハ) 普通第二種免許に係る指導員審査等

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る免許証等及び普通免許に係る資格者証（技能検定員審査規則第3条第1項第4号及び第11条第1項第4号）

また、その際、指導員審査等の審査細目についての審査を免除される者であるときは、審査申請書に免除される者であることを証する書面を添付することとされている（技能検定員審査規則第3条第2項及び第11条第2項）。

エ 審査の厳正な実施

指導員等の審査は、審査合格が指導員等の資格者証の交付要件とされていることはもとより、審査合格の効力に期限の定めがないことにも鑑みると、指導員等の資質の確保のために極めて重要な業務である。したがって、審査段階における適格者の選別機能が適切に果たされるよう、公安委員会の責任において審査業務を厳正に行うこと。

オ 合格証明書の交付等

教習指導員審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を（技能検定員審査規則第13条第1項及び別記様式第8号）、技能検定員審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を（技能検定員審査規則第5条第1項及び別記様式第2号）それぞれ交付するとともに、合格者名簿等にその旨を明記しておくこと。

カ 合格証明書の再交付

指導員審査等に係る合格証明書の交付を受けた者が、当該合格証明書を亡失し、又は当該合格証明書が滅失したため、再交付申請書を提出し、再交付の申請をして

きたときは、亡失又は滅失の状況等を確認した上で、当該申請に係る合格証明書の再交付をすることができることとされている（技能検定員審査規則第5条第2項、第13条第2項及び別記様式第3号）。

キ 審査合格の効力

審査合格の効力については、期限の定めはないが、指導員等の指導能力又は技能検定能力が審査の合格基準から明らかに低下したと認められる場合は、条理上審査合格の取消し（撤回）を行うことができると解される。ただし、この場合も、講習等により補完が可能である者については講習等を先行させるものとする。

(2) 審査細目の一部合格者に対する審査機会の確保

審査を受けようとする者が、過去1年以内に、審査細目の一部に合格している場合及び国家公安委員会が指定する講習を修了している場合には、所定の審査細目を免除する（技能検定員審査規則第17条第1項）こととされているが、当該期間内に少なくとも3回以上の審査が受けられるよう実施時期について配慮すること。

(3) 指導員等の欠格事由

ア 意義

指導員等は、他の欠格事由に該当しないほか、「過去3年以内に卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないことを要件としている（法第99条の2第4項第2号ロ及び第99条の3第4項第2号ハ）。

ここにいう「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法規に触れる行為はもちろん、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠落、教習時限の時間短縮等）、府令第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為を広く指すものである。ただし、違法行為をしたことについて当該指導員等に認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、指定基準に違反することはあっても、直ちに「不正な行為」に該当することとはならないことに留意すること。

イ 欠格事由の確認方法

欠格事由に該当しないことの確認は、本人からの誓約書面の提出により（技能検定員審査規則第7条第3項第2号及び第15条第3項第2号）原則として管理者において行わせることとするが、公安委員会においても確認することとし、他の都道府県からの転入者等については相互に照会等すること。

(4) 教習指導員審査に合格した者と同等以上の能力を有すると認める者としての認定

ア 対象者

法第99条の3第4項第1号ハの規定により公安委員会が教習指導員審査に合格した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、

① 技能試験に関する事務に1年以上従事し、かつ、当該免許に係る教習についての指定を受けた指定教習所の指導及び監督に関する事務に3年以上従事した者（以下「教習指導経験者」という）

② 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し、教習指導経験者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者

のいずれかに該当する者について行うものとされている（技能検定員審査規則第14条）。

イ 認定の要件

「技能試験に関する事務に1年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験事務に従事した者のほか、他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に従事していた者も含まれる。

また、「指定教習所の指導及び監督に関する事務に3年以上従事した者」とは、警察本部の教習所係として教習指導の事務に従事した者がその典型的なものであるが、これに該当するかどうかの判断は、職務の内容について、本人の申立て、経歴書等によるだけでなく、具体的な事実を照らして実態に応じた判断をすること。

なお、「1年以上」又は「3年以上」とあるのは、通算した年数とする。

ウ 認定の際の留意事項

「教習指導経験者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者」の具体的な認定に当たっては、教習指導経験者との対比において技能等を有する者であるかどうかを判断するものとする。

エ 認定の時期

法第99条の3第4項第1号ハの規定による認定は、資格者証の交付申請がなされた際に併せて行われるものであり、認定の手続が独立して行われるものではない。

(5) 技能検定員審査に合格した者と同等以上の能力を有すると認める者としての認定

ア 対象者

法第99条の2第4項第1号ハの規定により公安委員会が技能検定員審査に合格した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、

① 技能試験に関する事務に3年以上従事した者

② 技能検定に関する技能及び知識に関し、技能試験に関する事務に3年以上従事した者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者

のいずれかに該当する者について行うものとされている（技能検定員審査規則第6条）。

イ 認定の要件

(ア) 「技能試験に関する事務に3年以上従事した者」

「技能試験に関する事務に3年以上従事した者」とは、(4)イに定める技能試験に関する事務に3年以上従事した者をいう。

なお、「3年以上」とあるのは、通算した年数とする。

(イ) 「技能検定に関する技能及び知識に関し、技能試験に関する事務に3年以上従事した者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者」

「技能検定に関する技能及び知識に関し、技能試験に関する事務に3年以上従事した者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者」としては、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第6条第1項の規定により法第99条の2第1項の規定による選任をされた技能検定員とみなされる者等が考えられる。

ウ 認定の時期

法第99条の2第4項第1号ハの規定による認定は、資格者証の交付申請がなされた際に併せて行われるものであり、認定の手続が独立して行われるものではない。

(6) 資格者証の交付

ア 手続

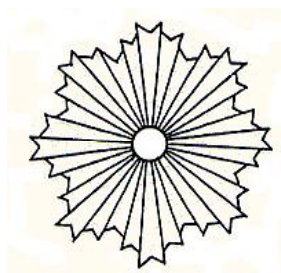
指導員等に係る資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に対し、交付申請書に、必要な書類を添付し提出しなければならないこととされている（技能検定員審査規則第7条第2項及び第3項、第15条第2項及び第3項並びに別記様式第4号）。

イ 申請書作成の際の留意事項

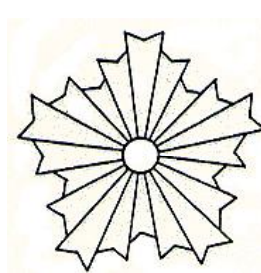
交付申請書は、当該資格者証の種類ごとに作成させるものとする（技能検定員審査規則第7条第1項及び第15条第1項）。

ウ 資格者証の様式

教習指導員資格者証（技能検定員審査規則別記様式第9号）及び技能検定員資格者証（技能検定員審査規則別記様式第5号）の日章の地模様は、次の図のとおりとし、その大きさは、おおむね75ミリメートル×75ミリメートル程度とする。色については、特に指定しないが、単色表示とすること。



又は



エ 教習指導員資格者証の記載方法

教習指導員資格者証中、「教習指導員資格者証の種類」欄には、次の表の左欄の教習指導員資格者証の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載すること。

教習指導員資格者証の種類	記載内容
教習指導員資格者証（大型）	大 型
教習指導員資格者証（中型）	中 型
教習指導員資格者証（準中型）	準中型
教習指導員資格者証（普通）	普 通
教習指導員資格者証（大特）	大 特
教習指導員資格者証（大自二）	大自二
教習指導員資格者証（普自二）	普自二
教習指導員資格者証（牽引）	牽 引
教習指導員資格者証（大型二種）	大型二種
教習指導員資格者証（中型二種）	中型二種
教習指導員資格者証（普通二種）	普通二種

オ 技能検定員資格者証の記載方法

技能検定員資格者証中、「技能検定員資格者証の種類」欄には、次の表の左欄の技能検定員資格者証の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載すること。

技能検定員資格者証の種類	記載内容
技能検定員資格者証（大型）	大 型
技能検定員資格者証（中型）	中 型
技能検定員資格者証（準中型）	準中型
技能検定員資格者証（普通）	普 通
技能検定員資格者証（大特）	大 特

技能検定員資格者証（大自二）	大自二
技能検定員資格者証（普自二）	普自二
技能検定員資格者証（牽引）	牽 引
技能検定員資格者証（大型二種）	大型二種
技能検定員資格者証（中型二種）	中型二種
技能検定員資格者証（普通二種）	普通二種

(7) 資格者証の再交付等

資格者証の交付を受けた者は、当該資格者証を亡失し、又は滅失したときは、再交付申請書を、当該資格者証を交付した公安委員会に提出して、再交付を受けることができることとされている（技能検定員審査規則第8条第1項、第16条第1項及び別記様式第6号）。

また、当該資格者証の記載事項に変更があったときは、書換え申請書及び当該資格者証を、当該資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換えを申請しなければならないこととされている（技能検定員審査規則第8条第2項、第16条第1項及び別記様式第6号）。

(8) 資格者証の返納

ア 手続

公安委員会は、資格者証の交付を受けた者が欠格事由に該当するとき等一定の場合には、当該資格者証の返納を命ずることができることとされている（法第99条の2第5項及び法第99条の3第5項）。また、当該資格者証の返納命令は、返納命令書を交付して行うものとされている（技能検定員審査規則第9条第1項、第16条第2項及び別記様式第6号）。

イ 方法

返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該資格者証を公安委員会に返納しなければならないこととされている（技能検定員審査規則第9条第2項及び第16条第2項）。

(9) みなし教習指導員（第一種免許に係る指導員に限られる。）に係る認定等の特例

ア 暫定教習認定の意義

当分の間、みなし教習指導員であって、指定教習所の廃止その他のその者の責めに帰することのできない事由により当該指定教習所において教習指導員の業務に従事することができないと公安委員会が認めた者については、技能教習及び学科教習の区分ごとに教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と

認める者として認定（以下「暫定教習認定」という。）することとする（技能検定員審査規則附則第2条第1項）。

イ 暫定教習指導員資格者証の交付

暫定教習認定を受けた者に対しては、暫定教習指導員資格者証を交付すること（技能検定員審査規則附則第2条第2項）。当該資格者証の交付申請、再交付申請等の手続については、教習指導員資格者証の場合と同様である（技能検定員審査規則附則第2条第5項）。

ウ 暫定教習指導員資格者証の記載方法

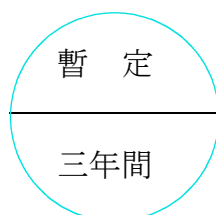
暫定教習指導員資格者証は、教習指導員資格者証（技能検定員審査規則別記様式第9号）に次のとおり記載することとする。

「教習指導員資格者証の種類」欄には、教習指導員資格者証（学科）の場合には、「学科」と記載し、教習指導員資格者証（技能）の場合には、次の表の当該暫定教習認定を受けた者が従事していた技能教習に係る左欄の免許の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載すること。

なお、平成8年8月31日以前に交付された教習指導員資格者証（技能）の記載内容「技能（自二）」については、「技能（普自二）」と読み替えるものとする。

また、教習指導員資格者証の右上部に、次の図のように、おおむね直径3センチメートルの円の中に暫定、3年間と朱書き（横書き）しておくこと。

免 許 の 種 類	記 載 内 容
大 型 免 許	技能（大 型）
	技能（中 型）
	技能（準中型）
普 通 免 許	技能（普 通）
大 型 特 殊 免 許	技能（大 特）
普 通 二 輪 免 許	技能（普自二）
牽 引 免 許	技能（牽 引）



エ 暫定教習認定の時期

暫定教習認定及びその前提となる「その者の責めに帰することのできない事由により当該指定教習所において教習指導員の業務に従事することができない」との認定は、暫定教習指導員資格者証の交付申請がなされた際に併せて行われるものであり、それぞれの認定の手續が独立して行われるものではない。

オ 暫定教習指導員資格者証の返納

暫定教習指導員資格者証の交付を受けた日から3年間の有効期間が満了したときは、速やかに当該資格者証を公安委員会に返納させること（技能検定員審査規則附則第2条第3項及び第4項）。また、有効期間内に暫定教習指導員資格者証以外の教習指導員資格者証の交付を受けたときは、当該資格者証と引換えに暫定教習指導員資格者証を公安委員会に返納させること（技能検定員審査規則附則第2条第4項）。

4 指定教習所の職員に対する講習

指導員等及び副管理者に対する法定講習の講習事項及び講習方法については、府令第38条第9項に定められているが、実施に伴う留意事項等は次のとおりである。

(1) 受講回数等

指導員等及び副管理者の法定講習の受講は、1人につきおおむね年1回とする。ただし、指導員等である副管理者については、指導員等の講習のほか、副管理者としての講習も受講させること。

なお、所在する都道府県が異なる指定教習所において指導員等又は副管理者を兼任している場合には、それぞれの都道府県において受講させること。

(2) 講習の時間

講習の時間は、特別な事由がある場合を除き、原則として教習指導員については9時間、技能検定員については10時間、副管理者については6時間とすること。

(3) 受講方法

教習指導員及び技能検定員の両方の資格を有している者に対しては、主として従事している業務に必要な講習を受けさせること。

(4) 講習の通知

講習の通知は、職員講習通知書（府令別記様式第22の10）により職員の氏名を指定して管理者（兼任指導員等である場合は主教習所の管理者）に対して行うものとし、当該職員が、病気その他の理由で講習を受けることができない場合は、管理者から理由を付してその旨報告させること。

なお、受講できなかった者に対しては、その理由が止んだ後、速やかに受講させるよう管理者を指導すること。また、講習を委託している場合にあつては、委託先から講習の受講結果を必ず報告させて、未受講者を把握すること。

(5) 講習の実施方法

講習を受ける指定教習所の職員ごとの講習細目は、府令第38条第9項に掲げる講習事項に応じ、講習方法等を工夫して行うこと。

(6) 講習終了証明書

講習を終了した者に対しては、所定の講習を終了したことを証する証明書等を交付すること。

(7) その他

公安委員会が第一種免許及び第二種免許応急救護処置指導員として認定した者については、可能な限り本講習の中で応急救護処置の指導に係る再教育（6時間程度）に努めること。

5 その他の研修

指定教習所の教習及び技能検定の水準を高め、指定教習所間の格差を是正するため、次の研修等を推進させるものとする。

なお、この実施に当たっては、指定教習所協会にも積極的な協力を求めるものとする。

(1) 技能検定立会研修

技能検定員を他の指定教習所に派遣し、又は他の指定教習所の技能検定員を受け入れて、当該技能検定員に技能検定状況を観察させ、その結果に基づき、技能検定課題、採点等について意見交換を行うことにより、より適正な技能検定を確立させるものである。

この研修を実施する場合は、技能検定に支障が生じない方法によることを指導すること。

(2) 教習立会研修

教習指導員を他の指定教習所に派遣し、又は他の指定教習所の教習指導員を受け入れて、当該教習指導員に教習車両に同乗する等の方法により教習を観察させ、その結果に基づき、教習方法等について意見交換を行うことにより、より水準の高い教習を確立させるものである。

第2 物的基準に関する指導

1 コース（府令別表第3）

コース敷地の面積は、8,000平方メートル（専ら大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習及び技能検定を行う自動車教習所にあつては、3,500平方メートル）以上であることが必要である（令第35条第2項第1号イ）が、ここにいる「コース敷地の面積」には、コース内の緑地部分及び路肩部分等を含むが、学科教室等建物の敷地部分を含まないことに留意すること。また、コース敷地の面積の算出は、原則として一団の敷地であつて、一体的な運用ができるものについて行うこととする。

したがって、既存のコース敷地に隣接して、新たに設けられたコース敷地との間に公道その他の施設があるようなときは、トンネルその他により、両敷地のコースが相互に一体的に使用することができるような特別の場合を除き、新たに設けられたコース敷地の面積を既存のものに合計することはできないことに留意すること。

(1) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」とされているが、これは、ある程度の速度が出せることを目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。また、周回コースの外側に他のコースが設置されていても差し支えない。

周回コースについては、「総延長の2分の1以上に相当する部分が舗装されていること」が必要であるが、ここにいる舗装は簡易舗装程度以上の舗装とさせること。周回コースのすみ切り半径は、5メートル以上とし、さらに1か所以上はできるだけ10メートル以上とさせること。

(2) 幹線コース

幹線コースは、「おおむね直線で、周回コースと連絡し、幅7メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものであること」が必要であるが、この場合において、周回コースから交差点までの距離については、技能教習及び技能検定が適正に実施できる程度の距離を確保させること。

また、交差点のすみ切り半径については、3メートル以上とさせること。

(3) 坂道コース

坂道コースは、「2以上の坂道」を有することが必要であるが、緩坂路と急坂路とが一つずつあつて、「頂上平たん部」により連絡されていれば、要件を満たすものである。

勾配については、緩坂路と急坂路のそれぞれについて規定されているが、これらは、いずれも底辺と高さとの割合を示すものである。

(4) 屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、当該施設の規模に応じ技能教習に必要にして十分な数を設置させることとし、不必要なコースを設置することによって、同時に使用することのできる自動車の台数の計算に不合理を生じさせないようにさせること。

これらの狭路コースの形状については、府令別表第3の2の表に図示されたものの逆形のもの（例えば、屈折コースの第1角が左折となるもの）もこれに該当するものと解する。

出入口部のすみ切りは、規定の長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設けるものとし、その半径は、大型第二種免許及び大型免許コース並びに中型第二種免許及び中型免許コースについては3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースについては2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースについては1メートル以上とさせること。

(5) 路端停車コース

「路端停車コース」は、別添第2に示すものとする。

(6) 隘路コース

「隘路コース」は、別添第3に示すものとする。

(7) 縦列駐車コース

「縦列駐車コース」は、別添第4に示すものとする。

(8) 自動二輪車のコース

ア 併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪専用のコースを併設する自動車教習所における二輪専用のコース（併設コース）の敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第3の2の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び別添第5の自動二輪車の制動技能等を判定するための特別な課題を実施するための「指定速度からの急停止コース」を設置するよう指導すること。ただし、安全確保、教習効果等から設置することが適当でない場合は、必ずしもこのコースに設置することを要しない。

イ 8の字コース

別添第6の「8の字コース」を設置するよう指導すること。ただし、「8の字コース」を設けることが困難な指定教習所にあつては、「8の字コース」を使用することとしている教習については、ロード・コン2本を用いて、このコースと同程度

の旋回を行うことができるコースを設定して行うことができる。

なお、自動二輪車の曲線コースについては、「8の字コース」による代替を認めるものとする。

ウ 特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「16 高度なバランス走行など」、内容「③ 特別設定コース走行」で用いる特別設定コースのマンホール若しくは道路標示、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の設置場所は、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の基準は、おおむね長さ5メートル、幅2メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、当該教習所の規模に応じた適切な大きさとしても差し支えないものとする。

なお、マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとさせること。

(9) 大型特殊自動車等のコース

大型特殊自動車コース又は牽引コースは、指定教習所で使用する大型特殊自動車又は牽引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むものとさせること。また、特定の大きさのコースを指示する場合には、技能試験に比較して技能検定が軽易とならないように配慮させること。

(10) コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートルとさせること。

浮きコースにあっても、コースの側端について同様の高低を設けさせるものとする。ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る狭路コース並びに二輪車専用のコースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令別表第3の2の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとらせること。

(11) スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)	
		長 さ	幅
普通車（準中型車を含む。）専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5 以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用コース		50以上	15以上

〔安全地帯の基準〕

コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けるものとする。

(12) スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は、スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。また、コースについては、別添第7のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記(11)同様コースの周囲に適宜設けること。

内 容	基 準
走行速度	40km/h以上
設定 μ 値	0.2 μ 以下

(13) その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じさせること。

2 教習車両等

(1) 備付け自動車等

指定教習所には、技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車を備えていることが必要である（令第35条第2項第2号）が、備付け自動車は、標準試験車と同程度以上のものとする。

自動車の備付け台数については、法令上の規定はないが、当該施設において技能教

習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な台数が備え付けられるように指導すること。教室の大きさ、教材の数についても同様である。

技能教習及び技能検定は、標準試験車と同程度以上の車両で行わせるものとし、技能教習は、府令第33条第5項第1号ハで規定されている「法第85条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車」により行わせること。

なお、府令第33条第5項第1号ワの規定により準中型免許については、準中型自動車のほか普通自動車により行わせること。

また、身体障害者については、これと異なる車両を用いることができるものとし、身体障害者に対して持込み車両による技能教習及び技能検定を行う場合、府令第36条の規定による指定事項変更届出として公安委員会に届出させることを要しないが、その旨教習原簿等に記載させておくこと。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第5条に規定される合理的な配慮を行うため、必要な環境の整備に努めなければならないとされていることも踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取り付け部品についても整備を促すこと。

(2) 応急用ブレーキ

技能教習に用いる自動車で、自動二輪車及び専ら無線指導装置による教習を行う場合に使用されるもの以外のものについては、「指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置」を備えていなければならない（令第35条第2項第3号）が、指導員席の足ブレーキ（応急用のブレーキ）に連動した連動ブレーキ等の装置がこれに当たる。前記の身体障害者の持込み車両についても、これを備えていなければならない。

なお、応急用ブレーキを装備することが困難な大型特殊自動車で指導員等が通常占める位置から手ブレーキを操作することによって応急の措置を講ずることができるものは、手ブレーキ等を「応急の措置を講ずることができる装置」とみなして差し支えないものとする。

(3) 車両の整備

専ら指定教習所のコース内における教習に使用する教習車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けることを要しない運用が行われているところであるが、当該車両についても、検査に合格する程度に整備されたものとするよう指導すること。

(4) 後写鏡の備付け

教習車両及び検定車両は、指導員等のための後写鏡を備え付けたものとするよう指導すること。

(5) 路上検定標識の表示

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の卒業検定（以下「路上検定」という。）に使用する自動車にあっては、路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に前方又は後方から見やすいように標識を表示して、路上検定中の事故防止の徹底を図るよう指導すること。

(6) 模擬運転装置及び無線指導装置

これらの装置は、指定の基準として備えなければならないものではないが、これらの装置を教習に使用する場合には、「道路交通法施行規則第33条第5項第1号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置」（平成16年内閣府告示第287号）に規定する要件を満たすものであるかどうかを具体的に確認すること。また、無線指導装置で電波法の適用を受けるものについては、所要の手続を怠らないよう指導すること。

(7) 運転シミュレーター

ア 運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を教習に使用する場合にあっては、「道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件」（平成6年国家公安委員会告示第4号）に適合するものであるかどうかを確認すること。

イ 運転シミュレーターが指定教習所の責によらず故障した場合、直ちに復旧のため必要な措置をとらせることとするが、復旧に要する期間が短期間（おおむね6月以内）である場合に限り、他の指定教習所に備え付けられた運転シミュレーターを使用して教習を行うことができるものとする。

3 学科教習用教室等

(1) 基準

指定教習所には、技能教習、学科教習及び技能検定を行うため必要な建物その他の設備を備えていることが必要である（令第35条第2項第4号）。

(2) 技能教習

技能教習については、道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと（府令第33条第5項第1号ソ）とされているが、「その他の設備」とは、模擬運転装置（運転シミュレーターを含む。）又は暗室等がこれに当た

る。

(3) 路上教習等の発着の用に供する施設の設置

管理者には、教習及び技能検定の実施に関して各種の義務規定が定められており、教習及び技能検定は、管理者の適正な管理の下で行われなければならない。したがって、路上教習及び路上検定を行う場合の発着は、管理者による適正な管理権が行使され得る指定教習所の施設において行うべきである。ただし、大型免許及び大型第二種免許に係る路上教習及び路上検定を行う場合であって、指定教習所周辺の道路環境等により指定教習所からの当該免許に係る教習車両の発着が困難な場合については、教習時限と教習時限との間の準備時間内での移動が可能な距離で、管理者が教習業務等について適正な管理を行うことができるなどの一定の要件を満たしている場合に限り、府令第33条第5項第1号ソに規定される「その他の設備」として路上教習及び路上検定の発着の用に供する施設を指定教習所のコース敷地から離れた場所に設置することができることとする。

(4) 学科教習

学科教習については、自動車教習所の建物その他の設備において行うこと（府令第33条第5項第2号ホ）とされており、学科教習を行うための教室、実習を行う施設等がこれに当たる。

なお、教習生についてはオンラインによる学科教習を自宅等で受講しても差し支えないものとする。

4 施設の移転

指定教習所の指定は、当該施設が指定の基準に適合していることを確認する行為である。したがって、その施設が他の場所に移転するような場合は、物的基準の条件が指定を受けたものと異なることから、新たに指定を受ける必要があると解される。ただし、同一公安委員会の管轄区域内に移転した場合で、管理者、技能検定員及び教習指導員その他の人的基準及び移転後の建物、教習のための備付け車両及び場内コース等教習実施規模が移転前のものとおおむね変わらないといった物的基準が満たされ、また、路上教習の区域（面）が移転前と条件的におおむね変更がなく、かつ、運営的基準が移転後の施設においても移転前の施設におけると同様に適正に行われることが確認されたときは、同一性があると認めて、所在地の変更届（府令第36条）の手続により処理しても差し支えない。

第3 運営的基準に関する指導

1 教習原簿の作成

教習生ごとに教習の実績等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1号の例を参考とさせること。

2 指定教習所への入所時の確認事項等

(1) 人定事項

教習生として入所させる者については、入所時に必ず免許証等、住民票の写し、マイナンバーカード（個人番号カード）等によって必要事項を確認し、教習原簿に確実に記載させること。

また、住民票の写し等に個人番号が記載されている場合は、入所希望者にあらかじめ個人番号をマスキングさせるなど判読が不能となる措置をとらせること、マイナンバーカードの表面の写しを作成することは可能であるが個人番号が記載されている裏面の写しは作成してはならないことなど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条に規定する収集等の制限に抵触しないよう指導すること。

(2) 受験資格を満たさない入所希望者等に対する事前説明

入所希望者のうち、修了検定又は卒業検定の時までには運転免許試験の受験資格として必要な年齢、自動車の運転経験の期間に関する要件を満たさないと認められる者及び交通違反歴等により「卒業証明書の有効期間内に運転免許を取得することができないと認められる者」については、その旨を入所前に説明させること。

なお、準中型仮免許又は普通仮免許（以下「準中型仮免許等」という。）を有する者で保有する準中型仮免許等の有効期間内に所定の教習を修了しないと認められるものに対しても同様とする。

また、法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者については免許の拒否等の対象となること及び免許の申請時における病気の症状等に関する質問票について説明させるとともに、本人において拒否等の対象となる可能性があると思料する場合には、事前に本人から安全運転相談窓口に相談させるよう指導すること。

(3) 不正教習等の防止

教習生の教習修得期間は、年齢、適性等によって大きく異なることが予想されるので、不正教習や不正技能検定を誘発するおそれのある内容の契約の下に教習生を入所させないこと。

また、準中型仮免許等を有する者を入所させる際には、これらに係る仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の写真の顔と本人とを照合するなどして、身代わりに

よる不正教習を未然に防止すること。

(4) 適性テストの実施

ア 適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある場合は、本人から安全運転相談窓口にご相談させるよう指導すること。

イ 準中型免許、普通免許又はAT限定普通免許の聴力に係る適性テストの結果は、府令第23条第1項の表聴力の項第1号又は第2号のいずれに該当するかを教習原簿の聴力の欄に記入すること。

ウ 身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲については、別添第8を参考とさせること。ただし、運転免許担当課の適性診断を受けた者については、その結果に基づいて教習又は技能検定に用いる車種を選定させること。

なお、指定教習所に対して、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許取得可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

3 教習生の転所の取扱い

(1) 転所の手続

転所を希望する教習生に対しては、指定教習所の管理者に履修状況を明らかにした教習原簿等に教習履修状況の証明文を記載させること。

(2) 転所の対象

転入を認める教習生は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習生に限り、かつ、転出前の指定教習所（以下「原教習所」という。）における教習の実施状況が確認できる者に限らせること。

確認の方法は、原教習所が交付した教習原簿等の提出（その者が仮免許を受けている者である場合にあっては、さらに仮免許に係る免許証の提示）を求めて行わせること。

(3) 転所の効果

原教習所における教習を転入後の指定教習所（以下「新教習所」という。）における教習とみなす区切りは、技能教習及び学科教習とも、教習の標準の同項目名を単位とする。ただし、技能教習について応用走行の教習効果の確認（以下「みきわめ」という。）が終了している者については、新教習所において改めてみきわめを行わせること。

また、修了検定又は卒業検定に不合格となった者が、補修教習を終わっている場合についても、新教習所において改めて補修教習を行わせること。

4 みきわめを行う教習指導員の要件

みきわめは、教習指導員の資格を有する者が行うものとするが、当分の間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の経験が2年以上ある者又は当該教習課程の技能教習の経験が2年未満の者で指定教習所の管理者が認定したものをもって充てさせること。

指定教習所の管理者が認定を行うに当たっては、教習指導員（みなし教習指導員を含む。）の教習指導能力及び経験等によるみきわめを行うことができる指導員（以下「みきわめ指導員」という。）についての判定基準を作成し、それぞれの教習指導員についての教習実施状況を観察し、更に技能検定員の意見を聴くなど適正な手続に配慮した上、みきわめの能力が備わっているかどうかを総合的に確認して判定させるものとする。

なお、指定教習所が、みきわめ指導員の判定基準を作成した場合は、公安委員会に届け出させること。

また、指定教習所の管理者がみきわめ指導員を認定し、又は認定を取り消した場合は、速やかに届け出させること。

みきわめの判定が適当と認められない指定教習所については、その改善がなされるまでの間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者又は当該教習課程の技能教習の指導経験が2年以上ある者をもって充てさせることとする。

5 技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

みなし教習指導員のうち技能指導員でなかった者に技能教習を行わせてはならないこととされている（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第3項）が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）の中で行うこととしている技能・学科の組合わせ教習（以下「セット教習」という。）に係る技能教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行わせるものとする。

6 学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

(1) セット教習の特例

みなし教習指導員のうち学科指導員でなかった者に学科教習を行わせてはならないこととされている（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第3項）が、セット教習に係る学科教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行わせるものとする。

(2) 法令指導員、構造指導員又はその他の指導員の教習することができる項目名

第一種免許に係る学科教習のうち、教習の標準の学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」、「2 信号に従うこと」、「3 標識・標示等に従うこと」、「4 車が通行するところ、車が通行してはいけないところ」、「5 緊急自動車等の優先」、「6 交差点等の通行、踏切」、「7 安全な速度と車間距離」、「8 歩行者の保護等」、「9 安全の確認と合図、警音器の使用」、「10 進路変更等」、「11 追い越し」、「12 行き違い」又は「13 運転免許制度、交通反則通告制度」、学科（二）（第2段階）項目名「1 危険予測ディスカッション」、「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「11 駐車と停車」、「12 乗車と積載」、「13 けん引」、「14 交通事故のとき」、「15 自動車の所有者等の心得と保険制度」、「16 経路の設計」又は「17 高速道路での運転」については、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）による改正前の法（以下この(2)において「旧法」という。）の学科指導員又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第27号）附則（以下この(2)において「附則」という。）第3項に規定する専ら法令教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」又は「10 自動車の保守管理」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら構造教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「4 死角と運転」、「5 適性検査結果に基づく行動分析」、「6 人間の能力と運転」、「7 車に働く自然の力と運転」、「8 悪条件下での運転」又は「9 特徴的な事故と事故の悲惨さ」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者がそれぞれ教習を行うことができるものとする。

(3) 適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「5 適性検査結果に基づく行動分析」及び第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「21 適性検査結果に基づく行動分析」については、学科教習の指導員要件を満たし、かつ、運転適性検査・指導者資格者証を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者に行わせること。

(4) 応急救護処置教習の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」及び「3 応急救護処置Ⅱ」並びに第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項

目名「19 応急救護処置Ⅰ」及び「20 応急救護処置Ⅱ」については、それぞれの免許の種類に係る学科教習を行う指導員の要件を満たし、かつ、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者が行うこととされている（府令第33条第5項第2号ニ）。

7 応急救護処置における留意事項

(1) 人体装置の基準

模擬人体装置は、人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有し（府令第33条第5項第2号ニ）、かつ、第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置講習に適合したものを使用させること。

(2) 模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は、第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）、第二種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）及び乳児全身1体とする。

(3) 留意事項

当該教習を実施させる場合は、次のことに留意させること。

ア 実習前にうがい、手洗いを励行させること。

イ 事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用して実施させること。

ウ 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての以後の実習は中止すること。

エ 教習時に、顔面や口周辺から出血のある教習生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

オ 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

8 自由教習

指定教習所が教習の標準に基づく教習を正規の教習時限以外に行う場合（以下「自由教習」という。）については、次のことに留意して運用させること。

(1) 技能教習

ア 指導員

自由教習に従事する指導員は、教習指導員（みなし教習指導員を含む。）とさせ

ること。

イ 教習車両

教習車両は、自由教習の教習車両であることを外部から容易に識別できる標識を備えたものとさせること。また、自由教習の教習車両であっても、府令第33条第5項第1号ムの「同時にコースにおいて使用する自動車」として計算させること。

ウ 実施の時期

自由教習は、基本操作及び基本走行（第1段階）又は応用走行（第2段階）の教習が修了し、修了検定又は卒業検定までの間に行うことができるものとする。

(2) 学科教習

学科教習は、正規の教習を聴講させる方法で行うものとして差し支えないものとする。

(3) 記録

自由教習についても、教習原簿その他により教習状況を明確にしておくこと。

9 その他

A T小型限定普通二輪免許に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）に対する技能教習を1日に4時限行う場合においては、教習原簿の「申し送り事項等」欄にその教習年月日、各技能教習の時間帯その他教習状況を記載するなどし、休息時間の取得状況を明らかにしておくこと。

第4 仮免許に係る事務の委託に当たっての留意事項

1 総論

公安委員会は、法第108条第1項及び府令第31条の4の2の規定により、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人に、仮免許に係る事務を委託することができることとされている。

また、公安委員会は、当該委託を行おうとする場合、委託に係る免許の事務の内容に関する事項等について委託契約書を作成して委託するとともに、当該委託をしたときは、公示を行うこととされている（令第40条の2、府令第31条の4の3及び府令第31条の4の4）が、当該委託契約書には、当該教習所が業務に関して不正な行為を行い試験の実施その他の委託に係る業務を適正に遂行できないおそれがあると認められる場合について、契約解除の事由として盛り込むこと。

また、事務の委託を受けた指定教習所の職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている（法第108条第2項）ので、関係職員に対する指導教養を徹底すること。

2 仮免許の申請に係る事務を委託している場合

仮免許を受けようとする者は、公安委員会に免許申請書と質問票を提出することとされていることから、当該申請書を受け付ける際には、申請者に対し質問票に虚偽の記載をして提出したときには罰則が適用されることを理解させた上で、正しく記載させるよう指導すること。また、当該指定教習所の職員等には守秘義務が課せられることとなるが、申請者に対する一層のプライバシーの保護を期するため、記入済みの質問票は、必要最小限の職員によって取りまとめさせ、封緘させること。この際、当該教習所の職員は、口頭により質問票の各項目について記載漏れがないか確認し、誤記載等による訂正の申出があった場合は、新たに質問票を交付するとともに、誤記に係る質問票にはその旨を明記し、他の質問票と共に封緘すること。

なお、質問票の回答内容によっては、公安委員会より当該申請者に別途連絡することがある旨申し添えさせること。

3 仮免許適性試験に係る事務を委託している場合

合否の判定は公安委員会の責任において行うこと（そのため、試験の実施結果は確実に公安委員会に送付させること。）。

4 仮免許学科試験の実施に係る事務を委託している場合

(1) 試験問題の作成保管

試験問題は、必ず公安委員会が作成し、仮免許学科試験の実施に係る事務を委託した場合において試験問題を管理者に保管させる際は、試験問題の漏洩防止に万全の措

置をとらせること。

(2) 試験の立会い

指定教習所の施設において仮免許学科試験を実施する場合において警察職員の立会いができないときは、管理者又は副管理者の立会いの下に行わせること。

(3) 試験問題の指定

管理者又は副管理者の立会いの下に試験を実施する場合は、出題の種類を、実施の都度、警察本部の運転免許試験担当課長（同課長が指定した者を含む。）から管理者又は副管理者に対して指定すること。

この場合、問題指定の状況を明らかにするため、「試験問題指定簿」を備え付けるとともに、管理者にも「試験問題指定受理簿」を備え付けさせること。

(4) 採点

採点は、公安委員会の責任において行うこと（そのため、試験の実施結果は確実に公安委員会に送付させること。）。

5 休日実施上の留意事項

教習生の負担軽減等の観点を踏まえ、仮免許試験を行政機関の休日（以下「休日」という。）に指定教習所に行わせる場合は、次の事項に留意させること。

(1) 実施の時期

試験を休日に行わせる場合は、指定教習所に教習生が多数入所する繁忙期又は特定の休日（隔週の日曜日等）に限ることも差し支えないものとする。

(2) 学科試験問題の指定

出題する問題の種類については、実施の都度、警察本部の運転免許試験担当課長又は同課長が指定した者が、当該教習所の管理者又は副管理者に対して指定することとするが、休日に実施する場合は、試験の前日に指定することも差し支えないものとする。

(3) 出題問題の保秘

学科試験の出題問題を、試験実施日の前に指定する場合は、受験生に漏洩することとならないよう特に保秘を徹底させること。

(4) 学科試験の答案用紙等の保管

休日に実施した学科試験の答案用紙及び適性試験の実施結果等については、その紛失に備え、試験当日に警察本部（警察署）に持ち込ませること。

なお、特段の事情のある場合は、この限りでない。

(5) 合否の判定

休日に試験を行わせる場合は、合否の判定を試験の翌日以降に行うことも差し支えないものとする。

なお、この場合は、可能な限り休日の翌日に速やかに行うこと。

(6) 仮免許証の作成及び交付

ア 有効期間

仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る適性試験を受けた日から起算して6月とされている（法第87条第6項）。

イ 交付年月日

仮免許証の交付年月日は、実際に交付する日とすること。

ウ 仮免許証の交付

休日に試験を行う場合は、試験の当日に仮免許証の交付を行わないことも差し支えないものとする。

なお、この場合は、合否の判定日に仮免許証を速やかに交付すること。

(7) 休日実施の制限

仮免許証の有効期間を実質的に著しく短縮することになる年末等の期間は、試験の実施を制限すること。

(8) 受験者への周知

試験の実施に当たり、仮免許証を直ちに交付できない場合もありうること等を受験者に周知させ、理解を得られた者にのみ実施させること。

(9) 非常時における連絡体制

指定教習所が試験を休日に行う場合は、警察の担当者及び連絡先を明らかにすること。

第5 技能検定及び技能審査

1 技能検定

(1) 受検資格の確認

技能検定の受検資格の確認は、管理者の責任において行わせること（法第99条の5第1項及び第2項）。ただし、管理者自らが行うことができない事情があるときは、あらかじめ定められた副管理者に行わせるなど責任ある処理体制の確立を図らせること。

(2) 受検資格

ア 教習期間の特例

技能検定の受検資格として、一定期間内に定められた技能教習及び学科教習を修了していることが規定されている（府令第34条第2項第1号及び同条第3項第1号）が、病気その他やむを得ない理由により期間内に教習が修了せず、いずれかの一部分が当該期間内からはみ出している場合は、はみ出している部分の教習について補修教習を行い、その補修教習が終わったときから逆算して所定の期間内に全ての教習を修了していることになるときは、受検資格が満たされているものとして取り扱わせることとしても差し支えないものとする。

ただし、はみ出している教習が技能教習である場合には、補修教習による逆算は次によること。

- ・ 逆算した期間からはみ出した項目名に係る基準教習時限数と同時限数を教習の標準の当該自動車についての技能教習の応用走行（第2段階）の「教習効果の確認（みきわめ）」に係る項目名について行うこととし、所定の期間内からはみ出す教習時限がなくなるまで補修教習を行った後に、みきわめを実施させること。
- ・ 当該補修教習は、みきわめの教習時限の前に行わせること。

その他、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等に基づき指定教習所の施設が一時閉鎖されるなど、教習を一時中断させざるを得ないような事態等においては、教習期間の算定から当該中断に係る日数を除外するものとする。

イ 受検できる期間の特例

卒業検定は、教習を修了してから3月以内に行うことと規定されている（府令第34条第2項第1号）が、この期間の計算に当たっては、病気その他やむを得ない理由があるときは、これらに係る日数を除外して行っても差し支えないものとする。

ウ 技能検定の実施回数

受検資格を有する者が週2回以上受検することができるよう配慮させること。

エ 技能検定コースの決定及び発表

(ア) 技能検定コースの決定方法

技能検定コースは、管理者が技能検定の当日に決定するものとさせること。ただし、管理者に事故のあるときは、副管理者が決定することとさせること。

(イ) 技能検定コースの発表方法

技能検定コースの発表は、技能検定の開始1時間前に行わせること。

オ 技能検定の実施方法

(ア) 運転免許技能試験実施基準の準用

具体的な実施方法については、別に定める運転免許技能試験実施基準に準じて実施させること（車両については府令第24条第6項に規定する標準試験車両の基準以上。コースについても同程度以上。）。ただし、ならし走行については、省略しても差し支えないものとする。また、路上検定における場内コースの走行と路上コースの走行の順序については、どちらを先に実施しても差し支えないものとする。

(イ) 技能検定コースの周知徹底

技能検定コースについては、技能検定の前に周知徹底するとともに、技能検定時に受検者が技能検定コースの道順の不知によるコース間違いを生じることのないよう右折、左折及び直進の指示を適正に行わせること。

(ウ) 公正性の確保

技能検定の公正性を確保するため、技能検定の実施に当たっては、次番者を検定車両に同乗させるなどの措置をとらせること。

なお、受検者が1名であるなどの理由により次番者の同乗が困難である場合は、次番者の代わりに教習所の職員が同乗する方法のほか、受検者の動静や技能検定員の採点状況等の映像及び音声をドライブレコーダー、車内カメラ等に録音・録画する方法（一定期間保存され、当該技能検定後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。以下「録音・録画方法」という。）としても差し支えないものとするが、録音・録画方法とした場合の当該技能検定状況を録音・録画したデータ（以下「映像記録等」という。）については、事後の検証が可能となるよう一定期間保存すること。

ただし、管理者等が検定終了後直ちに映像記録等を検定の開始から終了まで早送り等することなく確認し、問題が認められなかった旨を確認者、確認日時等と共に記録する場合は、この限りではない。

カ 技能検定員の割当て等

検定車両の配車及び技能検定員の割当て等に当たっては、特定の受検者と結び付くことのないよう配慮させること。また、技能検定員を兼ねている教習指導員が技能教習時限数の大半の教習を行った教習生又は技能検定の前のみきわめを担当した教習生の技能検定を行うことのないよう配慮させること。

(3) 休日実施上の留意事項

技能検定を休日に行わせる場合は、非常時における警察との連絡体制を確立させておくこと。

2 技能審査

次に掲げる者で指定教習所において限定解除に係る教習を受け、公安委員会が行う技能審査の例に準じた方法により審査を行い、合格したものに対しては、別記様式第2号の技能審査合格証明書を交付させること。

なお、教習は当該限定解除に係る免許に係る教習指導員が行い、技能審査は当該技能審査に係る免許に係る技能検定員が行うこと。

- ① 運転できる準中型自動車「準中型車（5 t）及び普通車は自三車、軽車（3 6 0）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者
- ② 運転できる普通自動車「普通車は軽車（3 6 0）に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者
- ③ 運転できる大型特殊自動車がカタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者
- ④ 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第28号）附則第4項の規定により、運転できる大型自動車がマイクロバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件を付された者を含む。）
- ⑤ 運転できる普通自動車「普通車はA T車に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者
- ⑥ 運転できる普通自動車「普通車はA T車に限る」旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者
- ⑦ 運転できる普通自動車「1.5 t以下の車両に限る」、「1.2 t以下の車両に限る」等の総重量の限定を付された普通免許を受けている者及び「軽車に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者
- ⑧ 運転できる大型自動二輪車がA T車に限定された大型二輪免許を受けている者
- ⑨ 運転できる普通自動二輪車がA T車に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑩ 運転できる普通自動二輪車が「総排気量0.125リットル以下」又は「総排気量0.125リットル以下のA T車」に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑪ 運転できる大型自動二輪車が特定大型自動二輪車のA T車に限定された大型二輪免許を受けている者
- ⑫ 運転できる普通自動二輪車が特定普通自動二輪車のA T車に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑬ 運転できる普通自動二輪車が総排気量0.125リットル以下の特定普通自動二輪車のA T車に限定された普通二輪免許を受けている者

- ⑭ 運転できる準中型自動車が「準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者
- ⑮ 運転できる準中型自動車が「準中型車（５ｔ）はＡＴ車に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者
- ⑯ 運転できる中型自動車が「中型車（８ｔ）に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者
- ⑰ 運転できる中型自動車が「中型車（８ｔ）はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者
- ⑱ 運転できる中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ⑲ 運転できる中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）のＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ⑳ 運転できる中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、旅客車は準中型車（５ｔ）と普通車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ㉑ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「準中型車は５ｔ未満に限る」旨の限定解除に限る。）
- ㉒ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（中二で運転できる中型車はない旨の限定解除に限る。）
- ㉓ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除
- ㉔ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除
- ㉕ 運転できる中型自動車が「中型車（８ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ㉖ 運転できる中型自動車が「中型車（８ｔ）はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ㉗ 運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者
- ㉘ 運転できる普通自動車が「普通車はサポートカーに限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者

なお、教習を３月以内に修了した者で、教習を修了した日から起算して３月を経過し

ていない者に限り技能審査を行い、技能審査合格証明書を発給することとし、合格証明書の有効期間は、指定教習所が行う技能審査に合格した日から起算して3月間とするものとする。

また、当該技能審査合格証明書の有効期間については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）等に基づき行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置が講じられた場合は準拠することとして差し支えない。

教習及び技能審査に係る期間の計算に当たっては、病気その他やむを得ない理由があるときは、これらに係る日数を除外して行わせて差し支えないものとする。

第6 卒業証明書等の記載方法

1 卒業証明書（法第99条の5第5項及び府令第34条の2第2項）

(1) 記載要領

卒業証明書の本文に記載する年月日は、卒業検定を実施し、合格した年月日とさせること。

また、発行年月日は、当該卒業証明書を発行する年月日を記載させること。ただし、発行年月日から起算して1年間、技能試験を免除されると思いがちであるので、可能な限り本文記載の年月日と一致させるよう指導すること。

(2) 再発行の場合の記載要領

卒業証明書を再発行するときは、右肩に「再発行」と朱書すること。本文の年月日は当初の卒業証明書と同日付けとし、発行年月日は再発行の日付けとさせること。

(3) オートマチック車限定の場合の記載要領

オートマチック車により技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「AT車限定」とかっこ書きさせること。

(4) 小型二輪車の場合の記載要領

普通自動二輪車の小型二輪車により技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「小型二輪車」とかっこ書きさせること。

(5) 身体障害者の場合の記載要領

身体障害者で標準教習車以外の自動車で技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「軽車（660）でアクセル・ブレーキは手動式のAT車に限る」等とその内容をかっこ書きするとともに、運転免許担当課の適性診断の結果表を添付させること。

(6) 特定後写鏡等条件の教習生の場合の記載要領

教習の標準に規定する特定後写鏡等条件の教習生が技能教習及び卒業検定を受けた場合の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「特定後写鏡等条件」とかっこ書きさせること。

(7) 自衛隊用自動車の場合の記載要領

自衛隊用自動車により大型免許に係る技能教習及び卒業検定を受けた者の卒業証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「自衛隊用自動車」とかっこ書きさせること。

(8) **コード番号の記載**

卒業証明書の発行番号の上部の余白に、指定教習所のコード番号を記入させること。

2 修了証明書（法第99条の5第5項及び府令第34条の2第2項）

(1) **記載要領**

修了証明書の本文に記載する年月日及び発行年月日は、修了検定を実施し、合格した年月日とさせること。

(2) **再発行の場合の記載要領**

修了証明書を再発行するときは、右肩に「再発行」と朱書すること。本文の年月日は当初の修了証明書と同日付とし、発行年月日は再発行の日付けとさせること。

(3) **オートマチック車限定の場合の記載要領**

オートマチック車により技能教習及び修了検定を受けた者の修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「AT車限定」とかっこ書きさせること。

(4) **特定後写鏡等条件の教習生の場合の記載要領**

教習の標準に規定する特定後写鏡等条件の教習生が技能教習及び修了検定を受けた場合の修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「特定後写鏡等条件」とかっこ書きさせること。

(5) **自衛隊用自動車の場合の記載要領**

自衛隊用自動車により大型免許に係る技能教習及び修了検定を受けた者の修了証明書には、技能検定に係る免許の種類の上に「自衛隊用自動車」とかっこ書きさせること。

3 技能検定合格証明（法第99条の5第5項及び府令第34条の2第3項）

(1) **記載要領等**

卒業検定及び修了検定に係る技能検定合格証明は、それぞれ別記様式第3号及び別記様式第4号の書式によることができるものとする。技能検定員による合格証明の方法は、署名又は記名押印して行うこととなっているが、いずれの場合でも技能検定員本人に署名させることとし、押印については当該技能検定員自身に行わせること。

なお、検定年月日の次に検定に用いた自動車の種類（「普通自動車（AT）」、「普通自動車（手動式AT車で長さ4.30m・幅1.60m）」、「大型自動車（自衛隊用自動車）」等）を記載させること。

(2) 技能検定員が退職等している場合の記載要領

卒業証明書を再発行する場合に、当初合格証明を行った技能検定員が当該教習所を退職しているときの証明方法は、次により行わせること。

技能検定員の名称欄は、空白とし、下部欄外に次のように記載し、管理者に署名・押印させること。

上記の者は、記載年月日において当所（当校）の技能検定員であつた が を用いて
検定を行い合格した者であることを証明する。

年 月 日
名 称
管理者 ㊟

第7 備付け書類等

1 備付け書類

指定教習所には、次の書類を備え付けさせること。

なお、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）が含まれる書類については、保管管理を徹底させるとともに（教習生の本籍については、入所者名簿への記録のみにとどめるなど、特に取扱いに注意させること。）、その保存年限を明確にさせ、保存期間経過後はこれを確実に廃棄（焼却、裁断等、個人情報が識別できない方法によること。）させること。

また、当該書類が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で当該記録を保存することをもって書類の保存に代えることができる。

- (1) 職員名簿及び組織図（事務分掌表）
- (2) コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面
- (3) 建物その他の設備の状況を明らかにした図面
- (4) 備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表
- (5) 教材一覧表
- (6) 教習計画書（教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにしたもの）
- (7) 敷地、建物等の所有権又は使用权を明らかにした書面
- (8) 入所者名簿
- (9) 卒業者名簿
- (10) 退所者名簿
- (11) 各教習生ごとの教習原簿
- (12) 職員出勤簿
- (13) 配車表
- (14) 教習日報
- (15) 指定書
- (16) 指定申請書（添付書類を含む。）の控
- (17) 指定申請書記載事項変更届の控
- (18) 路上教習の区域図（高速道路の路線図を含む。）
- (19) 教習の標準の普通免許（A T限定を含む。）等に係る技能教習の応用走行（第2段階）「特別項目」の内容等
- (20) 技能検定コース図
- (21) 技能検定実施簿

- (22) 証明書等発行交付簿
- (23) 諸統計

2 印章

(1) 盗用等の防止

卒業証明書、卒業検定合格証明書等に使用する教習所印、管理者印及び押出しスタンプ並びに教習原簿、教習手帳等に使用する教習修了印については、保管責任者を定める等の方法により、盗用等の事故のないよう指導すること。

(2) 大きさ等の基準

押出しスタンプは、次によらせること。

ア 印影の大きさは、おおむね20ミリメートル×25ミリメートル程度とすること。

イ スタンプの文字は、丸ゴシック体によること。

3 仮免許申請時等における添付書類

住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に対して、仮免許の申請又は仮免許に係る免許証の再交付の申請を行う場合は、当該教習所において教習を受けている者であることを証明する書類を添付しなければならない（府令第17条第2項第4号、同第21条第3項第2号）が、その書類は、教習原簿の写しなど、その記載内容から当該教習所において現に教習を受けている者であることが確認できる書類とする。

第8 指定申請書の記載事項の変更届出

1 変更届出を要する事項

指定教習所の設置者又は管理者が変更届出をしなければならない事項は、指定申請書の記載事項のみならず、その添付書類の記載事項を含むものとされている（府令第36条）が、これらのうちで、事務処理上特に次のことに留意すること。

(1) 管理者の変更

管理者の変更は、他の事項の変更と同様に指定教習所の責任において自由に行うことができる場所であるが、新管理者が管理者の資格要件（令第35条第1項）を満たさない者であることが明らかになったときは、管理者の変更時から、当該教習所は指定の基準に適合しないこととなるので、新管理者に予定されている者については、あらかじめ管理者の資格要件を満たすものであるかどうかの確認を求めさせるように指導すること。

(2) 指導員等の変更

管理者が指導員等を選任したときは、速やかに選任の届出をさせること。また、退職した場合は、変更届出をさせること（府令第35条及び第36条）。

なお、指導員等が解任され、引き続き他の指定教習所（同一公安委員会内に限る。）において選任される場合の届出における府令第35条において添付することとされている住民票の写し等の書類については、その内容が解任された指定教習所の添付書類から変更がない場合は、当該書類をもって代えることができるものとする。

2 変更届出に基づく検査

指定教習所の設置者又は管理者から変更届出があったときは、その内容に相違ないかどうか、指定の基準に適合するものであるかどうか等について検査し、その結果、不相当と認められる場合は、必要な補正を求める等の措置を講ずること。

第9 指定を受けようとする届出自動車教習所（以下「届出教習所」という。）に対する指導

指定教習所の指定の基準等は、法第99条第1項及び令第35条に規定されているとおりであるが、これらの指定の基準のうち、令第35条第3項第2号及び第3号のいわゆる「指定前の教習実績」に関する基準は、その他の指定の基準と異なり、指定申請書の添付書類（府令第35条）によっては直ちに適合しているかどうかを確認できない場合が多いと考えられるので、届出教習所に対しては、必要な事項について事前の段階から指導を行う必要がある。

1 自動車教習所の届出

指定教習所の指定を受けようとする自動車教習所を設置し、又は管理する者に対しては、法第98条第2項に基づく「自動車教習所の届出書」及び添付書類だけでなく、次の書類等の提出をさせること。

- (1) 所則（校則）
- (2) 職員名簿及び事務分掌の分かる組織図
- (3) コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面
- (4) 建物その他の設備の状況を明らかにした図面
- (5) 備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）及び無線指導装置一覧表
- (6) 教材一覧表
- (7) 教習計画書（教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにしたもの。）
- (8) 敷地、建物等の所有権又は使用権を明らかにした書面

2 簿冊等の備付け

届出教習所に対しては、1の書類のほか、次の簿冊等を備付けさせること。

なお、個人情報が含まれる書類については、保管管理を徹底させるとともに、その保存年限を明確にさせ、保存期間経過後はこれを確実に廃棄（焼却、裁断等、個人情報が識別できない方法によること。）させること。

また、当該書類が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で当該記録を保存することをもって当該書類の保存に代えることができる。

- (1) 入所者名簿
- (2) 卒業者名簿
- (3) 退所者名簿
- (4) 教習原簿（各教習生ごとの教習記録を明らかにしたもの。）
- (5) 技能試験記録簿（受験者名簿、合格者名簿）
- (6) 職員出勤簿

- (7) 配車表
- (8) 教習日報

3 指定前の教習実績の確認

(1) 6月以上の教習についての教習実績

法第99条第1項第5号に基づく指定前の教習実績については、「法第99条第1項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日前6月の間引き続き行われていること。」（令第35条第3項第2号）及び「法第99条第1項の申請の日前6月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうち内閣府令で定める基準に達する成績（合格基準に達する成績）を得た者の占める割合が、95パーセント以上であること。」（令第35条第3項第3号及び府令第34条の4）が必要とされているが、合格率の算出は次によることとすること。

$$\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数}} \times 100$$

この場合において、同一の卒業者が2回以上技能試験を受け、2回目以後に合格したときは、1回目の技能試験結果のみ算入すること。また、当該教習所の卒業者には、府令第34条の3の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入すること。

なお、95パーセント以上の合格率に関する規定の立法趣旨は、当該施設が指定教習所として適正な教習を行うだけの能力を有するものであるかどうかを認定するところにあると解されるので、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とすること。

$$\left(\frac{B}{A} \times \frac{1}{2} \right) \times C$$

(注) A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数

B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業者数

C…係数（指定前の教習所の平均卒業者数と指定1年後の教習所の平均卒業者数の比率0.15を使用する。）

また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員の資格者証の現所有者や算入される者

の全てがAT限定免許に係る卒業者である等)を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しないこと。

さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないこと。

(2) 仮免許試験の実績

入所中の教習生に対して公安委員会が行う仮免許技能試験の実績は、「当該免許につき法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を受けた者には当たらない(令第35条第3項第3号)ので、95パーセント以上の合格率の算定対象とはならない。したがって、仮免許技能試験の実績は、教習方法の適否の確認の判断要素として活用するに止めること。

(3) その他

ア 人的体制及び物的施設等の整備

指定前における教習指導員の人的基準は、技能教習にあつては、「指定前技能教習指導員(当該教習に用いられる自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許、大型第二種免許若しくは中型第二種免許又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を現に受けている者に限るものとし、免許の効力を停止されている者を除く。))のうちから技能教習を行うものとして選任された者をいう。)が教習を行うこと」

(府令第34条の3第1項第2号)とされており、学科教習にあつては、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習について、「大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。)が行うこと。」(府令第34条の3第1項第3号)とされている。

また、応急救護処置教習にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、上記学科教習を行う指導員の要件を満たす者に限る。)であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるもの(府令第34条の3第1項第3号)とされているが、人的基準は、当該教習所が適正な教習を行い、また、それを継続

する能力を有するものかどうかを判断するための要素となるものであることから、指定の基準に可能な限り早期に適合させるよう指導すること。

また、建物その他の物的基準については、特段の規定はないが、これについても同様に可能な限り早期に適合させるよう指導すること。

イ 教習方法の適否の確認

教習方法の適否については、指定教習所に対する検査の方法に準じて行うこと。

ウ 教習修了証明書の発行

届出教習所の卒業者に対しては、別記様式第5号の教習修了証明書を発行するように指導すること。

エ 他の法律違反についての防止措置

指定に際して、他の法律違反（例えば、コースの造成についての農地法違反、教室等の建物等についての建築基準法違反等）となることのないように指導すること。

4 指定の申請

指定の申請に際しては、指定申請書（府令別記様式第20）のほか、添付書類（府令第35条）を提出させることとなるが、申請に係る施設が指定の基準に適合するかどうかを確認するため必要があるときは、これらの書類以外の書類の提出を求めること。

なお、指定前の教習実績を確認するための書類（府令第35条第8号）としては、2の(1)から(5)の書類（写し）を提出させること。

5 指定

既に一定の種類の免許について指定を受けている指定教習所の施設の増改築等が行われた場合には、経営主体に変更がなくても、第2「4 施設の移転」に準じた措置を講じること。

なお、準中型免許に係る指定教習所として指定を受けても普通免許に係る技能教習及び技能検定を行うことはできず、大型二輪免許に係る指定教習所として指定を受けても、普通二輪免許に係る技能教習及び技能検定を行うことはできない。

6 再指定

指定を取り消された教習所が再び指定を受けようとする場合であっても、新規に指定を受けようとする場合と基本的に異なるものではないが、事務処理上、特に次のことに留意すること。

(1) 欠格期間の確認

申請に係る教習所が法第100条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しないものであるときは、指定をしてはならないこととされているので（法第99条第2項）、指定を取り消された教習所が再び指定の申請をしようとするときは、申請の時期について指導すること。

(2) 指定前の教習実績の起算点

指定前の教習実績（令第35条第3項第2号）のうちで、「過去6月以上」当該施設において技能教習及び学科教習を行った実績については、指定を取り消される以前の教習実績を含めないこと。

(3) 指定の取消しとなった事由の消滅の確認

申請に係る教習所が指定の基準に適合しているかどうかを判断するに当たっては、その教習所が指定を取り消された理由となった事由が消滅しているかどうかの確認を行い、当該事由が消滅している場合に限り指定すること。

第10 指定教習所に対する指導監督

1 指導監督の基本方針

(1) 指導監督の目標

指定教習所に対する指導監督の目標は、

- ① 各指定教習所における技能検定水準の一定性の維持
 - ② 各指定教習所における教習水準の均衡（指導員の指導能力の均一化）及び教習所間の教習水準の格差の是正
 - ③ 指定教習所全体の教習及び技能検定水準の向上
- に置くものとする。

(2) 指導監督の方法

ア 組織的指導監督

指定教習所に対する指導監督は、基本方針についての意思統一を行い、幹部の直接指揮の下に行うこと。

イ 重点的指導監督

指定教習所に対する指導監督は、全ての指定教習所又は指導員等について画一的に行うものではなく、技能検定能力の水準の低いものがあれば、まずこれを直ちに是正させること。次に、教習水準の低い指定教習所又は指導能力の水準が低い指導員等があれば、その是正を図ること。

また、著しく水準の低い者に対しては、個別指導又は特別講習を行う等の方法により重点的な指導を行うとともに、指定教習所に対し教習水準を向上させるための対策を講じさせること。

このため、常に指定教習所及び指導員等の実態を的確に把握するように努めること。

ウ 累進的指導監督

指定教習所に対する指導監督は、その対象に応じて累進的に行うこと。例えば、教習、技能検定等に関する部分的な検査から指定教習所の業務運営全般に関する検査に段階的に移行する等の方法によること。

2 報告等（法第99条の6第1項）

(1) 定期報告

指定教習所に対しては、定期報告として、

- ① 技能検定の実施状況
- ② 11月中に卒業した者の男女別の平均技能教習時限数
- ③ 科目別の技能教習時限数
- ④ 入所者数

- ⑤ 卒業者数
- ⑥ 教習内容、教習期間、教習料金等が記載された入所案内等に関する資料
- ⑦ その他公安委員会が必要と認める事項

を求めるものとする。

(2) 随時報告

指定教習所に対しては、随時報告として、

- ① 教習、技能検定中の交通事故報告（その都度）
- ② 教習所職員の交通事故報告（その都度）
- ③ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

(3) 報告等の方法

指定教習所からの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

3 検査（法第99条の6）

(1) 総合（定期）検査

ア 意義

指定教習所が法第99条第1項の指定の基準に適合しているかどうかについて、あらかじめ日時、検査項目等を通知して、業務全般にわたる総合的な検査を行うものとする。

イ 実施回数

実施回数は、1教習所に対し、原則として1年に1回以上とすること。

ウ 項目及び方法

検査項目及び方法等は、別添9のとおりとする。

エ 実施後の措置

検査の結果、適正（良好）と認められる事項、改善を要すると認められる事項等については、当該教習所の管理者に文書で通知し、改善を要する事項等については、必要に応じて改善措置報告を求めるなど、検査結果に基づく措置をとらせること。

(2) 随時検査

ア 意義

指定教習所の法第99条第1項の指定の基準への適合状況又は教習方法の適否等について随時に検査するものとする。

イ 実施時期

随時の時期に実施することとするが、初心運転者を第一当事者とする死亡事故等の重大特異事故の発生を認知した場合は、当該運転者が卒業した教習所に対し、事故原因等に基づく教習又は技能検定に関する検査を行い、必要な指導等を行うこと。

ウ 項目及び内容

随時検査の内容及び着眼点等は次のとおりである。

(ア) 夜間等の教習実態の検査

夜間、早朝等（以下「夜間等」という。）は、管理者の不在により、管理体制及び教習方法等に適正を欠くおそれがあるので、随時に夜間等の教習実態の検査を行うこと。

なお、管理者不在時の責任体制を明確にするため、副管理者その他の幹部職員を夜間等の責任者として指定するよう指導すること。

(イ) 技能教習の検査

現に教習中の車両に同乗し、教習方法の適否、みきわめの方法、結果の良否等について随時に検査をすること。

検査官は、同乗中は意見（指導）を述べることを控えるとともに、履修（みきわめを含む。）状況等の検査のため教習項目を課して観察する必要がある場合も、教習生に不安を抱かせることのないよう配慮すること。

(ウ) 学科教習の検査

学科教習実施中、随時に立会い（聴講）を行い、教習項目等に応じた教習が効果的に実施されているかについて検査すること。

(エ) その他の検査

指定教習所が指定の基準に違反している疑いのある場合（例えば、投書、申告、風評等のあるとき）は、当該指定教習所の管理者、指導員等に対する事情聴取のほか、設置者及び管理者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることにより、違反事実の有無の調査及び立証を行うこと。

なお、この検査においては、特に保秘に留意するとともに、当該指定教習所の業務運営に著しく支障を生じさせないように配慮すること。

(3) 技能検定等に対する検査

ア 立会い検査

技能検定又は技能審査に立ち会って、これらの方法及び合否の判定が、技能試験又は技能審査の例に準じて適正に行われているかどうかについて検査するものとする。

立会いは、原則として、一部同乗、一部立会い等の方法により行うものとする。ただし、選任後6月を経過しない技能検定員、他の指導監督では実効が上がらないと認められる指定教習所又は技能検定員については、完全立会い、完全同乗の方法を併用すること。

イ 抽出検査

指定教習所の修了検定又は卒業検定の合格者について技能試験の課題を与えて自

動車を運転させることによって指定教習所の教習及び技能検定の水準について検査するものとする。

抽出検査の実施は、次によること。

(ア) 被検査者の条件等の統一

被検査者が修了検定又は卒業検定に合格した日から検査までの経過期間、検査場所、使用車両、被検査者の年齢、性別その他検査方法、条件等をできる限り統一又は平均化して実施すること。

(イ) 検査対象

抽出検査は、修了検定又は卒業検定の合格者の中から適当な人数を選定抽出して実施すること。

(ウ) 検査種別

抽出検査は、場内及び道路において行うものとする。

(エ) 技能検定員の立会い

抽出検査には、可能な範囲で技能検定員を立ち会わせて実施すること。

(オ) 合格基準に達しない被検査者の措置

抽出検査の結果、合格基準に達せず、かつ、補習等の必要があると認められる被検査者については、指定教習所の管理者において、自主的に補習等の措置をとるよう指導すること。

ウ 特別措置

特に、立会い検査及び抽出検査の結果、成績が明らかに低いと認められる場合には、具体的な理由を示しながら教習所又は技能検定員に対する特別講習会を開催するなど個々具体的な措置をとり指導を強化すること。

4 その他

(1) 検査実施者の身分を示す証票の携帯提示

各種検査の実施に当たっては、検査者（警察職員）は、その身分を示す証票（警察手帳、警察職員証等）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すること（法第99条の6第2項）。

(2) 技能検定成績表等の分析

教習生の修了検定成績表又は卒業検定成績表の減点事項を分析することにより、それぞれの指定教習所の技能教習についての指導重点を把握し、それに基づく指導を行うこと。

また、卒業者の学科試験の成績を分析することにより、それぞれの指定教習所の学科教習についての指導方法等を把握し、それに基づく指導を行うこと。

(3) 定期報告書等の分析

指定教習所からの定期報告書等によって得られた資料は、統計的に整理し、分析す

ることによって、それぞれの指定教習所及び指導員等の教習の実態を把握するよう努めること。

(4) アンケートの実施

指定教習所の教習生又は卒業者に対しては、随時に入所から卒業までの履修状況についてアンケートを実施し、指定教習所に対する指導監督の資料入手に努めること。

(5) 指定教習所協会を通じた指導

指定教習所に対する指導は、個々について直接行うもののほか、必要に応じ、指定教習所協会を通じて行うこと。そのため、指定教習所協会に専門部会を設けるなど、その組織を強化し、傘下の指定教習所に対する指導力を持たせるようにすること。

(6) 指定教習所に対する表彰

指定教習所に対する総合的な表彰は、次の事項を評価して行うとともに、その他の表彰も含めて表彰理由に客観性を持たせるように努めること。

ア 事故率

卒業者の事故者率の減少に向けた取組がなされ、現に低水準と認められること。

イ 管理体制

管理者の管理体制、指導監督体制が整備されていること。

ウ 指導員等への教養

指導員等に対する自主教養等により、資質の向上のための努力が行われていること。

エ 施設の整備

コース、教習車両（検定車両を含む。）、学科教室その他の施設が常に整備されていること。

オ 教材の整備等

視聴覚教材、模型その他の教材が整備され、かつ、十分に活用されていること。

カ 検査結果等

(ア) 合格率

卒業者の運転免許試験（適性及び学科）における合格率が高いこと。

(イ) 教習内容

教習内容に創意工夫がされていること。

(ウ) 同乗検定の合格率

同乗検定における合格率と立会いを行わない技能検定における合格率との格差が少ないこと。

(エ) 抽出検査及び立会い検査の成績

抽出検査及び立会い検査の成績が良好であること。

キ 事故防止等

教習中の事故が少なく、かつ、指導員等の交通違反及び交通事故が少ないこと。

ク 書類の整理等

備付け簿冊その他の書類の整備保管が良好であること。

第11 指定教習所に対する処分等

1 指定の基準に適合しなくなった場合等の措置

(1) 適合命令

指定教習所が、法第99条第1項各号に掲げる指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定教習所の設置者又は管理者に対し、当該基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずる（以下「適合命令」という。）ものとする（法第99条の7第1項）。適合命令の内容は、指定の基準に適合させるために必要なものに限ること。

(2) 監督命令

(1)のほか、自動車教習所に係る法の規定を施行するため必要な限度において設置者又は管理者に対し、その改善をするための措置を講ずるよう命ずることができるので、機を失することなく監督上必要な命令をすること（法第99条の7第2項）。

2 指定の取消し等

(1) 指定の取消し又は卒業証明書等の発行禁止処分

公安委員会は、次に該当するときは、当該指定教習所に対し、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該指定教習所が当該期間内における教習に基づき卒業証明書等を発行することを禁止すること（以下「発行禁止処分」という。）ができる（法第100条第1項）。

ア 管理者が次に該当したとき。

- ① 教習指導員以外の者に教習を行わせたとき（法第99条の3第3項）
- ② 指定教習所の職員に対する講習を受けさせなかったとき（法第99条の4）
- ③ 教習を修了しない者に対し技能検定を行ったとき（法第99条の5第2項）
- ④ 技能検定員以外の者に技能検定を行わせたとき（法第99条の5第3項）

イ 指定教習所が法第99条の5第5項の規定に違反して卒業証明書又は修了証明書を発行したとき。

ウ 指定教習所の設置者又は管理者が適合命令等（1の(1)及び(2)）に違反したとき。

いわゆる不正教習、不正検定、卒業証明書等の不正発行等で6月以内に改善の可能性がないと認められる悪質なものについては、指定の取消しをすること。また、6月以内に改善の可能性があると認められる比較的軽微なものについては発行禁止処分とすること。

(2) 指定の取消し又は卒業証明書等の発行禁止処分の期間の延長

公安委員会は、発行禁止処分を受けた指定教習所が当該処分に違反して卒業証明書等を発行したときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で発行禁止処

分の期間を延長することができることとされている（法第100条第2項）が、合理的な理由がある場合には、期間を延長するほか、指定の取消しを行うこと。

3 処分を受けた指定教習所の教習生の取扱い

指定の取消し又は発行禁止処分を受けた指定教習所の教習生に対しては、転所その他の措置を講じさせることにより、教習生との間に紛議を生ずることのないように指導すること。また、発行禁止処分を受けた指定教習所に対しては、新たに入所を希望する者に対して発行禁止処分に係る期間内は正規の教習を受けることができないことを周知させるため、掲示その他の措置を講じさせること。

別添第 1

指定教習所の指導員等になろうとする者に対する新任教養実施基準

1 教養推進体制の確立

自動車教習所の設置者又は管理者は、当該自動車教習所において行う教習の水準の維持向上に努めなければならないこととされている。教習水準を高めるためには、指導員等の資質の向上が不可欠であり、管理者に対しても、指導員等になろうとする者に対する教養が、指導員等としての知識、技能を習得させ、その資質を高める上で極めて重要であることを認識させ、効果的な推進に努めさせること。

2 指定教習所等における教養の実施

新任教養の種別及び対象は、それぞれ次の表のとおりとし、各指定教習所において行うよう指導すること。ただし、指定自動車教習所協会等が新任教養に対応する適切な教育内容の研修会等を実施している場合において、各指定教習所が指導員等を当該研修会に参加させるのであれば、それをもって各指定教習所が自ら新任教養を行ったものとして差し支えない。

教 養 の 種 別	教 養 の 対 象
現場事前教養Ⅰ	新たに指導員等になろうとする者
現場事前教養Ⅱ	現場事前教養Ⅰを終了した者
現場事後教養	現場事前教養Ⅱを終了し、公安委員会の審査に合格した者等

3 教養計画の策定

指定教習所協会等が、指導員等の新任教養に関する年間計画を策定する場合には、当該指定教習所協会等に対し、各指定教習所の業務運営及び公安委員会が行う審査業務等との関係を考慮した上で、当該年間計画を策定するように求めるものとし、その際、公安委員会は、可能な範囲で講師の派遣、資料の提供その他の便宜の供与を図ること。

4 教養の目標、科目及び時間

(1) 目標等

指導員等になろうとする者に対する教養の目標は、教習又は技能検定に必要な知識及び技能の修得並びに指導員等としてふさわしい品性の陶冶におくものとする。

現場事前教養Ⅰは、現場事前教養Ⅱの受講に必要な指定教習所及び教習に関する基礎的知識について、現場事前教養Ⅱは、技能指導、学科指導及び技能検定に必要な法令、技能及び具体的な指導法について、現場事後教養は、同乗指導等による補正指導を中心に行わせること。

(2) 科目及び時間

別表「新任教養の科目及び時間の基準表」のとおりとする。ただし、現に指導員等の資格を有する者が、他の指導員等の新任教養を受けようとする場合は、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

(3) その他

指導員等の審査に合格した者等であっても、できるだけその者が現場事後教養（実習を除く。）を終了させてから、教習又は技能検定の業務に従事させるよう指導すること。

5 その他

法第99条の3第4項第1号ロの規定に基づき、国家公安委員会が指定する研修（教習指導員（普通）課程）及び技能検定員審査規則第17条第1項第2号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任教習指導員（普自二）課程等）を受講しようとする者については、現場事前教養を終了していることが前提となっているので留意すること。

別 表

新任教養の科目及び時間の基準表

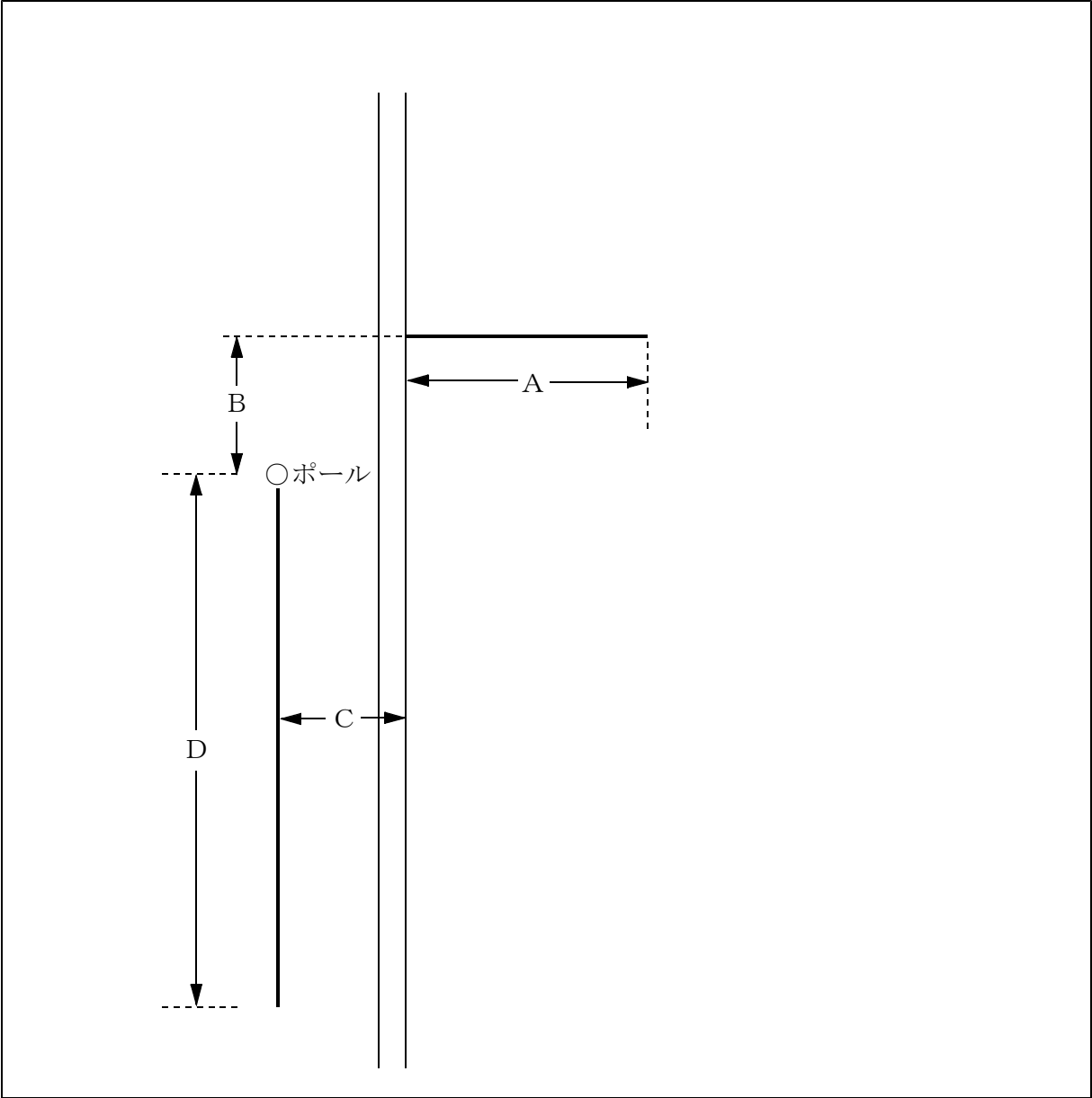
1 教習指導員

区分	教 養 科 目	時 限
現 場 事 前 教 養 I	1 一般教養 (1) 指定自動車教習所制度の概要 (2) 教習指導員の心構え (3) 教習事務の概要	5
	2 基礎教養 (1) 教則がその内容とする事項（以下「教則」という。） (2) 自動車の運転技能（以下「運転技能」という。） (3) 自動車の構造及び取扱い方法 (4) その他自動車の運転に関する知識	30 20 6 4
	3 実務教養 (1) 教習計画の概要 (2) 技能・学科教習方法の概要	4 16
	4 その他（教養効果の測定等）	5
	合 計	90
	1 訓育	1
	2 教育知識	3
	3 教習生の接遇	1
	4 教則その他自動車の運転に関する知識	12
	5 教習関係法令	3
現 場 事 前 教 養 II	6 運転技能	3
	7 学科教習 (1) 指導技術 (2) 教習の段階・項目別指導法	6
	8 技能教習 (1) 指導技術 (2) 教習の段階・項目別指導法	8 16
	9 その他（教養効果の測定等）	3
	合 計	56
	1 訓育	1
	2 教習実施上の留意事項	2
	3 教習事務処理要領（実習を含む。）	4
	4 教習の見学及び実習	14
	5 総合	3
現 場 事 後 教 養	合 計	24
	総 合 計	170

2 技能検定員

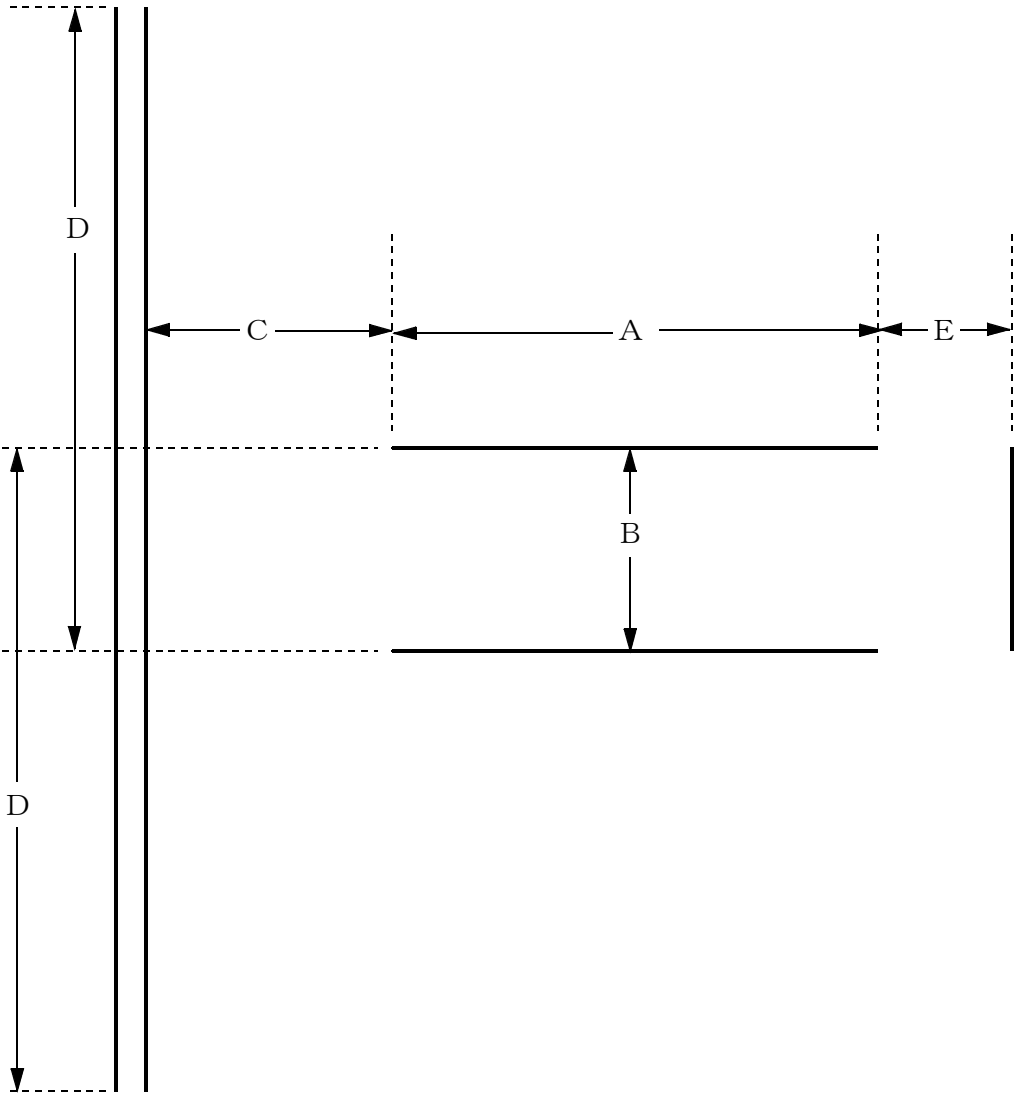
区分	教 養 科 目	時 限
現 場 事 前 教 養 I	1 一般教養 (1) 指定自動車教習所制度の概要 (2) 技能検定員の心構え (3) 技能検定事務の概要	3
	2 基礎教養 (1) 教則 (2) 運転技能	24
	3 実務教養 (1) 教習及び技能検定関係法令 (2) 技能検定実施要領 (3) 技能検定実習	48
	4 その他（教養効果の測定等）	3
	合 計	78
	1 訓育	2
	2 教習生の接遇	2
	3 教則	8
	4 教習及び技能検定関係法令	4
	5 運転技能	4
現 場 事 前 教 養 II	6 技能検定実施要領	6
	7 技能検定実習	30
	8 その他（教養効果の測定等）	4
	合 計	60
	1 訓育	1
	2 技能検定実施上の留意事項	2
	3 技能検定事務処理要領（実習を含む。）	4
	4 技能検定の見学及び実習	20
	5 総合	5
	合 計	32
現 場 事 後 教 養	合 計	170
	総 合 計	170

別添第2 路端停車コース

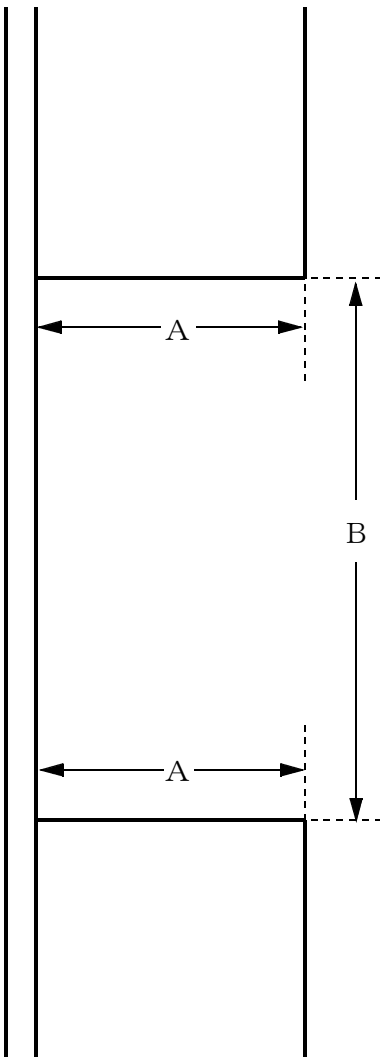


区分 記号 コースの区分	長 さ			
	A	B	C	D
大型免許コース	2.5m	8.0m	0.3m	12.0m
大型第二種免許コース	2.5m	5.0m	0.3m	10.0m
中型免許・中型第二種 免許コース	2.5m	4.0m	0.3m	8.0m

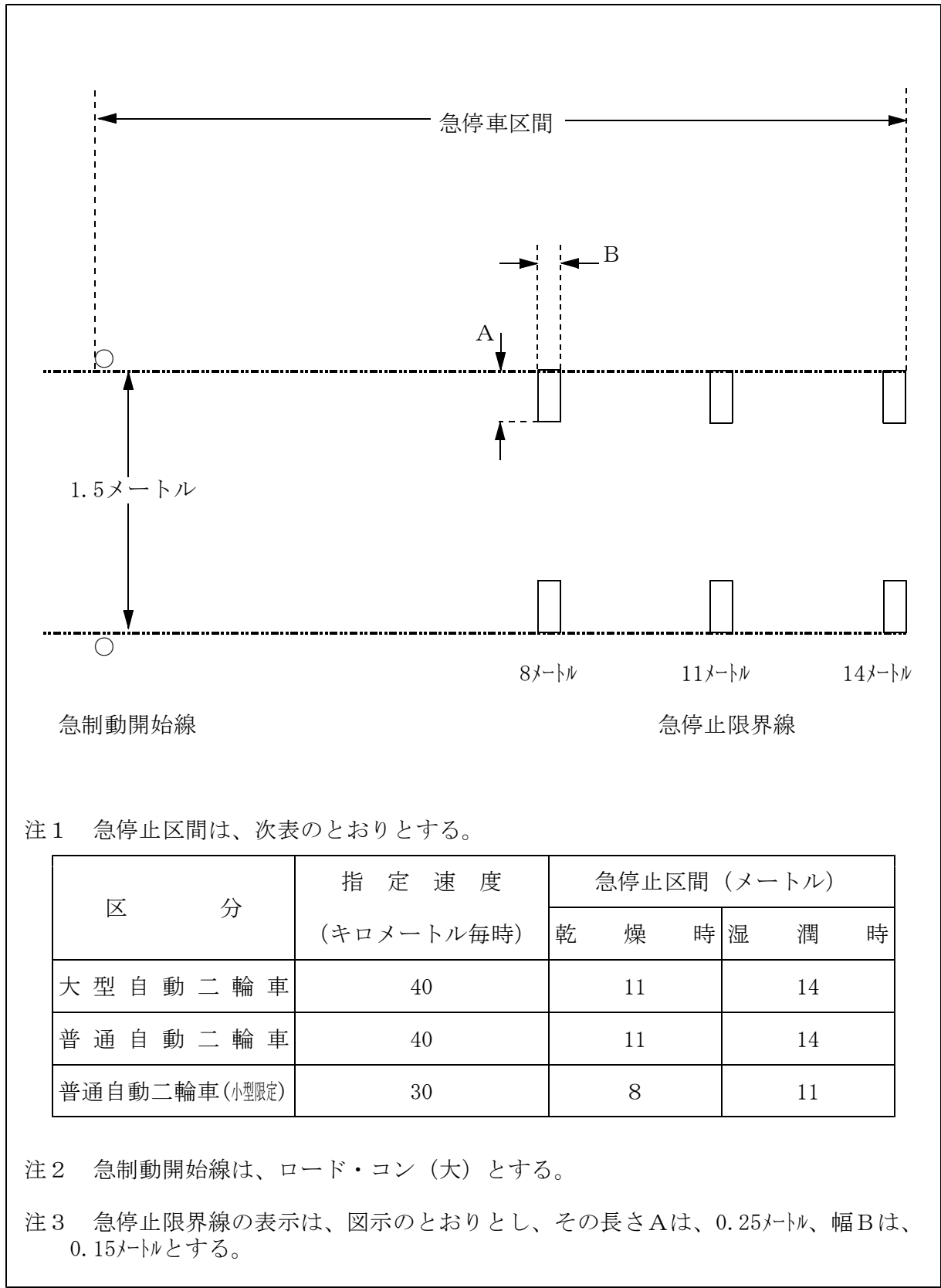
別添第3 隘路コース

					
コースの区分 記号	長 さ				
	A	B	C	D	E
大型免許・大型第二種 免許コース	12.0m	3.0m	6.0m	12.0m	2.0m
中型免許・中型第二種 免許コース	8.0m	2.7m	6.0m	8.0m	1.5m

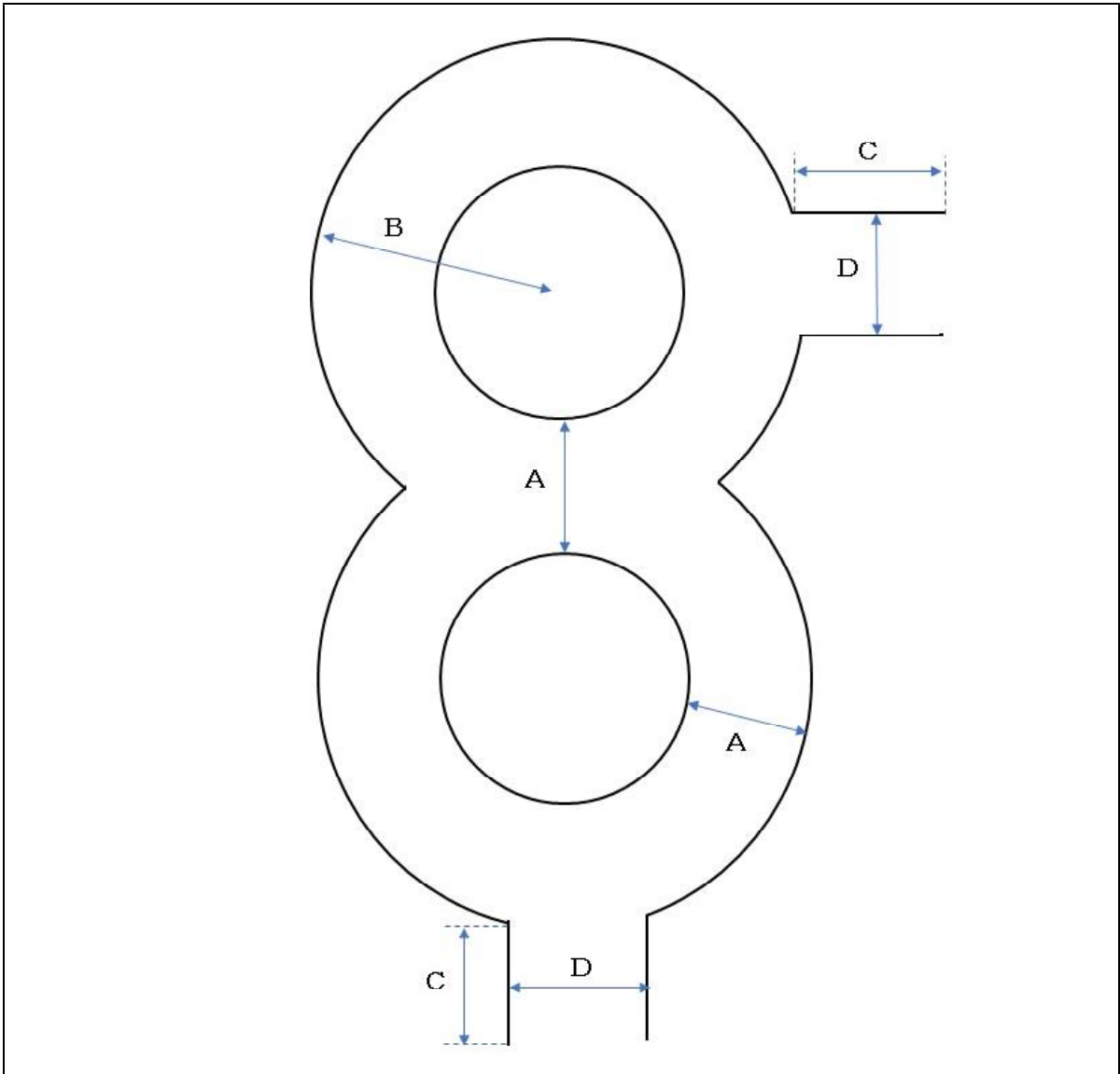
別添第4 縦列駐車コース

		
区分 記号 コースの区分	長 さ	幅
大型免許コース	3.0m	16.5m
大型第二種免許コース	3.0m	15.0m
中型免許・中型第二種 免許コース	3.0m	13.0m
準中型免許・普通免許 ・普通第二種免許コース	2.2m	7.5m

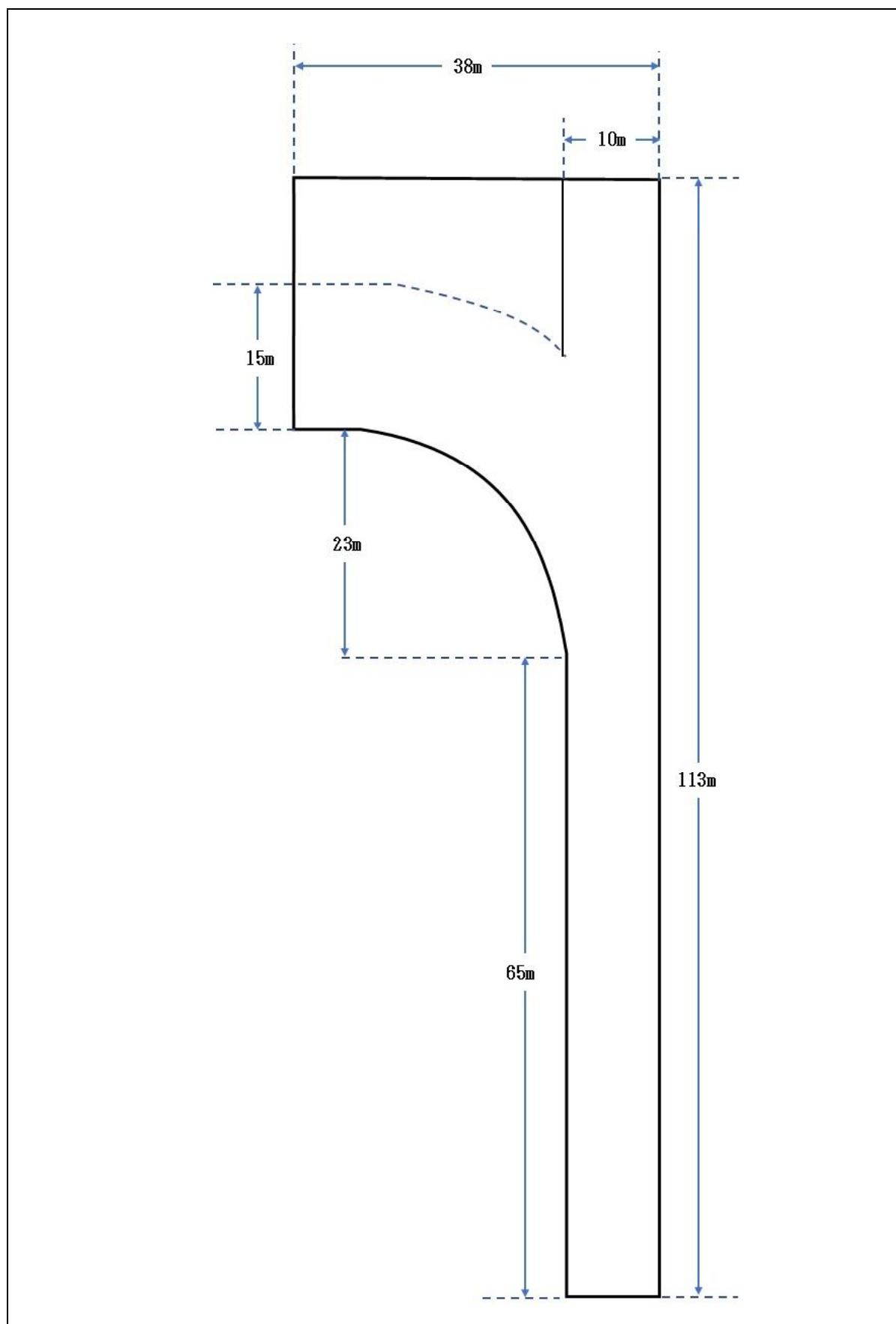
別添第5 指定速度からの急停止コース（設置例）



別添第6 8の字コース

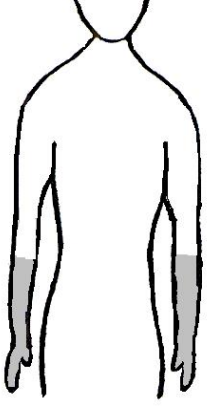
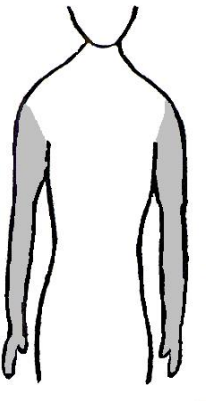
		
区 分	図示の記号	寸 法
幅	A	2メートル
半径	B	5.5メートル
出入口部の長さ	C	2メートル以上
出入口部の幅	D	2メートル
備考 出入口部は2カ所以上設けるものとする。		

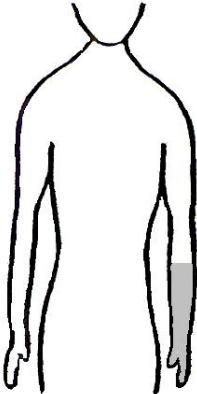
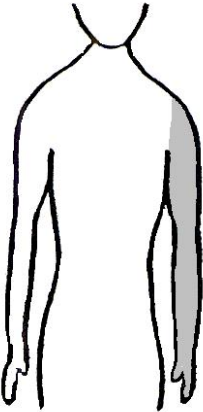
別添第7 スキッド教習車コース

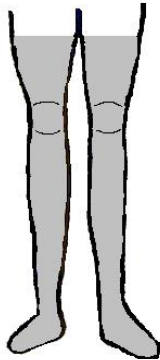
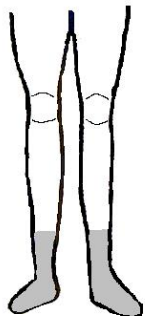
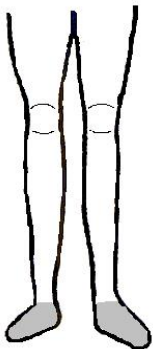


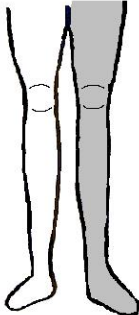
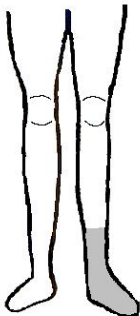
別添第8 身体障害者の状況に応じた教習車種の範囲

身体障害の状態		教習車種の範囲	教習車両及び検定車両
部位	程 度		
両 上 肢	1 両手の指のうち親指以外の2指を欠くもの。 	全 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 3 二輪車については、障害の状態によりギア操作ができない場合は、オートマチック車とすること。
	2 両手の指のうち親指を含めて2本を欠くもの。 		1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	3 両手の指のうち4本を欠くもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作ができない場合は、オートマチック車とすること。
	4 両手の指の全てを欠くもの。 		

両 上 肢	5 両上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもので、運転操作上有効な義手を使用するもの。 	普通自動車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
肢	6 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。 	普通自動車	下肢で運転できるオートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
片 上 肢	1 片手のうち親指を含めた3指を欠くもの。 	全車種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

片 上 肢	2 片手のうち4指又は5指を欠くもの。		1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	3 片手を欠くもの。 		※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作ができない場合は、オートマチック車とすること。
	4 片上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 	大型二輪車及び普通二輪車（AT小型二輪車を除く。）を除く車種	
	5 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は肩 upper 肢の機能を全廃したもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

両 下 肢	1 両下肢を股関節から先の部分が欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの。 	普 通 自 動 車	手動式（アクセル、ブレーキを上部で操作できる構造のもの。以下同じ。）のオートマチック車で、次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
	2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、運転操作上有効な義足（以下本表において「義足」という。）を使用できないもの。 		
	3 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	大 型 二 輪 車 及 び 普 通 二 輪 車 （ 小 型 二 輪 車 を 除 く 。） を 除 く 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 ※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作ができない場合は、オートマチック車又は手動式のオートマチック車とすること。
	4 両下肢を足関節を残して欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 		

片 下 肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。 		オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できないもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	3 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	全 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
障 害 が 重 複 す る 場 合	片手及び片足を欠くもの。	普 通 自 動 車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）

別添第 9

総合（定期）検査項目等一覧表

検査項目	検 査 細 目	着 眼 点
1 人的基準	(1) 管理者による管理体制の適否 (2) 指導員等の資格要件とその確認処置の適否 (3) 指導員等に対する指導教養の実施状況	・ 管理者の職務範囲、権限の実態 ・ 副管理者等の設置の有無、その必要性 ・ 夜間等の管理（責任）体制 ・ 指導員等の雇用関係 ・ 指導員等資格の常時確認の状況 ・ 定期教養の実態、公安委員会の指示、通達等の徹底の状況
2 物的基準	(1) コースの整備、保守の状況 (2) 教室その他の建物の保守、管理状況 (3) 教習車両の整備、保守の状況 (4) 教材の整備状況 (5) 無線指導装置、模擬運転装置の設置、活用状況	・ コース内の教習、技能検定に支障を生ずる物件、欠損箇所、効果的教習に役立つ施設の開発、設置の有無 ・ 標識・標示の設置状況 ・ 教習車両の点検、整備の実態 ・ 視聴覚教材の内容、独自に開発した教材の有無 ・ 教習環境の適否
3 運営的基準	(1) 入所手続の状況 (2) 技能教習について、教習計画の適否と計画に基づく実施状況、実質教習時間の確保、配車計画の適否、みきわめの実施状況、教習の引継ぎ、記録の状況、路上教習方法と事故防止対策、自由教習との区別の明確化 (3) 学科教習について、教習計画の適否と計画に基づく実施状況、実質教習時間の確保、記録の状況 (4) 技能検定について、実施計画全般、受検資格確認方法、技能検定コース設置状況、不合格後の補習状況、採点成績表の記録、可否の決定発表状況 (5) 卒業証明書、修了証明書、審査合格証明書の発行状況	・ 不適格者の発見、排除の方法、入所資格の制限 ・ 技能検定員、教習指導員の事情聴取、教習原簿、配車表等の記録の照合による技能教習内容の把握 ・ 学科と技能の進度の適否、時間割の適否 ・ 仮免学科試験に不合格となった者等に対する措置 ・ テスト、仮免学科、本試験成績の分析による教習への反映の有無 ・ 採点成績表、教習原簿等の記録の適否 ・ 技能検定員相互の研修、意思統一の状況 ・ 証明書等発行交付簿の記録状況 ・ 再発行の有無、適否等
4 その他	(1) 指定申請書の記載事項変更、届出の状況 (2) 備付け簿冊の整理、保存、処理てん末の状況 (3) 卒業証明書等用紙等の保管状況 (4) 仮免許事務の適否等	・ 無届けによる変更の有無、届出内容との相違の有無 ・ 備付け簿冊の区分、保存は指示されたとおりになされているか ・ 公安委員会の通達等の処理てん末は明確になされているか ・ 印等の盗難、不正使用の予防措置、職員の取扱い上の配慮があるか ・ 試験問題、仮免許証用紙等の取扱い、出題方法、仮免許試験実施上の適否

[illegible]

注 意	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。
事 項	

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	/			/			/		
2	/			/			/		
3	/			/			/		
4	/			/			/		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	/		
2	/		
3	/		
4	/		
5	/		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
/		
/		
/		
/		
/		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	/			/		/	
原付 扱2	/			/		/	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査						月日 実施者	/
------------	--	--	--	--	--	-----------	---

技能教習 第1段階		目 標	① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。							
(最短)			② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。							
時限			③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。							
			④ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。							
			⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。							
			⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。							
			⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。							
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標								
1 車の乗り降りと運転姿勢		① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。								
2 運転装置の取扱いと日常点検整備等		① 運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。								
3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作		② 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。								
4 基本的な運転操作		① 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。								
5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進		② 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。								
6 カーブや曲がり角の通行		① 正しい操作手順での発進と停止ができる。								
7 坂道の通行		② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。								
8 後退		③ オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。								
9 狭路の通行		④ 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。								
10 隘路への進入		① タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。								
11 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応		② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。								
12 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行		③ 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。								
13 踏切の通過		① 貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。								
14 急ブレーキ		① 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。								
15 教習効果の確認（みきわめ）		② 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。								
月 日										
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										

月 日 指 導 員								
	9	10	11	12	13	14	15	16
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日 指 導 員								
	17	18	19	20	21	22	23	24
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日 指 導 員								
	25	26						
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者			
					月 日	月 日	月 日	月 日
					良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

技能教習 第2段階		目 標	① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。							
(最短)			② 他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。							
時限			③ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。							
		④ 貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。								
		⑤ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。								
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標								
1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更		① 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。								
		② 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。								
		③ 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。								
2 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。								
		② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。								
		③ 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。								
3 歩行者等の保護		① 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。								
4 道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転		① 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。								
		② 時間帯に応じた運転行動がとれる。								
5 方向変換及び縦列駐車		① 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。								
6 経路の設定		① 貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。								
7 貨物自動車の特性を理解した運転		① 貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。								
		② 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。								
8 危険を予測した運転		① 他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めを選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。								
9 夜間の運転		① 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。								
10 悪条件下での運転		① 様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。								
11 特別項目		① 地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。								
12 教習効果の確認（みきわめ）										
月 日										
時 限										
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
月 日										
時 限										
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15	16		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
月 日										
時 限										
指 導 員	17	18	19	20	21	22	23	24		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										

教 習 原 簿 (中型自動車免許)

教習所名										教習生番号																															
フリガナ																				写　真																					
氏名																																									
生年 月日		年　　　月　　　日生（　　　歳）　男・女																																							
住所																																									
入所等 の記録		入　所　年　月　日				年　　　月　　　日				転出入、退所年月日				年　　　月　　　日																											
		教　習　開　始　年　月　日				年　　　月　　　日				仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号				①　年　　　月　　　日 年　　　月　　　日																											
		教　　習　　期　　限				年　　　月　　　日																																			
		教　習　修　了　年　月　日				年　　　月　　　日				仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号				②　年　　　月　　　日 年　　　月　　　日																											
		検　定　期　限				年　　　月　　　日																																			
		修了証明書発行年月日				年　　　月　　　日				修了証明書番号				第　　　　　号																											
		卒　業　年　月　日				年　　　月　　　日				卒業証明書番号				第　　　　　号																											
入所時 の 確　認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（　　）								現有免許の種類																確認者													
		現有免許		交付年月日		年　　　月　　　日																						／													
				有効期限		年　月　日まで有効																																			
				公　安　委　員　会																																					
				免許証等番号																																					
		免許の条件																										／													
		教習の条件										応急救護処置 教習免除有無				有　　　　　無 確認（　　　　　）																									
		適性テスト		視力		裸眼		矯正		色彩識別		聴　　力		運動能力		深視力		検査者																							
				左						適		適		適		適		／																							
		右								否		否		否		否																									
		両						否		否		否		否																											

- | | |
|------------------------|--|
| 注 意

事 項 | <p>1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。</p> <p>2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。</p> <p>3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。</p> |
|------------------------|--|

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
／		
／		
／		
／		
／		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	／			／		／	
原付 扱2	／			／		／	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査		月日 実施者	／
------------	--	-----------	---

技能教習 第1段階		目 標							
(最短)									
時限									
項 目 名		項 目 名							

月 日 指 導 員								
	9	10	11	12	13	14	15	16
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日 指 導 員								
	17	18	19	20	21			
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者			
					月 日	月 日	月 日	月 日
					良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

学科教習 第1段階								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
月 日								
指 導 員	9	10						

教習計画表

修検資格確認

管 理 者

/

技能教習 第2段階		目 標	① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ② 他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ④ 貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑤ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。							
(最短)										
時限										
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標								
1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更		① 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ② 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③ 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。								
2 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 ③ 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。								
3 歩行者等の保護		① 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。								
4 道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転		① 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 ② 時間帯に応じた運転行動がとれる。								
5 方向変換及び縦列駐車		① 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。								
6 経路の設定		① 貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。								
7 貨物自動車の特性を理解した運転		① 貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 ② 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。								
8 危険を予測した運転		① 他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めを選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。								
9 夜間の運転		① 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。								
10 悪条件下での運転		① 様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。								
11 特別項目		① 地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。								
12 教習効果の確認（みきわめ）										
月 日										
時 限										
指 導 員										
	1	2	3	4	5	6	7	8		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
月 日										
時 限										
指 導 員										
	9	10	11	12	13	14	15	16		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
月 日										
時 限										
指 導 員										
	17	18								
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										

月 時 指 導 員										
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
申し込み事項等					み き わ め 実 施 者					
					月 日	月 日	月 日	月 日		
					良好	不良	良好	不良	良好	不良

教 習 原 簿（準中型自動車免許）

教習所名										教習生番号																			
フリガナ																				写 真									
氏名																													
生年 月 日		年 月 日生（ 歳） 男・女																											
住所																													
入所等 の記録		入 所 年 月 日			年 月 日			転出入、退所年月日			年 月 日																		
		教 習 開 始 年 月 日			年 月 日			仮免許交付年月日			① 年 月 日 年 月 日																		
		教 習 期 限			年 月 日			仮免許有効期限 仮免許証番号																					
		教 習 修 了 年 月 日			年 月 日			仮免許交付年月日			② 年 月 日 年 月 日																		
		検 定 期 限			年 月 日			仮免許有効期限 仮免許証番号																					
		修了証明書発行年月日			年 月 日			修了証明書番号			第 号																		
		卒 業 年 月 日			年 月 日			卒業証明書番号			第 号																		
入所時 の 確 認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）										現 有 免 許 の 種 類												確認者 ／			
		現有免許		交付年月日		年 月 日																							
				有効期限		年 月 日まで有効																							
				公 安 委 員 会																									
		免許証等番号														－						確認者							
				免許の条件																		／							
		教習の 条 件								応急救護処置 教習免除有無				有 無 確認（ ）						／									
		適 性 テスト		視 力		裸 眼		矯 正		色彩識別		聴 力		運動能力		深視力		検査者											
						左				適		第1号		適		適		／											
						右				否		第2号		否		否													
両																													
注 意 事 項		1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。																											
		2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。																											
		3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。																											

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
／		
／		
／		
／		
／		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	／			／		／	
原付 扱2	／			／		／	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査		月日 実施者	／
------------	--	-----------	---

技能教習 第1段階	目 標	① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。 ⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。
(最短)		
時限		
項 目 名	項 目 名 ご と の 目 標	
1 車の乗り降りと運転姿勢	① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	① 運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	
3 発進と停止	① 正しい操作手順で発進と停止ができる。	
4 速度の調節	① 速度の上げ下げや速度を保つことができる。	
5 走行位置と進路	① 直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。	
6 時機をとらえた発進と加速	① タイミングのよい発進と力強い加速ができる。	
7 目標に合わせた停止	① 予定した位置に車を停止させることができる。	
8 カーブや曲がり角の通行	① 曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。	
9 坂道の通行	① 勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	
10 後退	① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。	
11 狭路の通行	① 狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	
12 通行位置の選択と進路変更	① 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。	
13 障害物への対応	① 障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。	
14 標識・標示に従った走行	① 必要な標識・表示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。	
15 信号に従った走行	① 信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。	
16 交差点の通行（直進）	① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	
17 交差点の通行（左折）		
18 交差点の通行（右折）		
19 見通しの悪い交差点の通行	① 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。	
20 踏切の通過	① 一時停止と安全確認を確実に行之、速やかに通過することができる。	
21 オートマチック車の運転	① オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	
22 オートマチック車の急加速と急発進時の措置	① オートマチック車で急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。	
23 車の乗り降りと運転姿勢	① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	
24 運転装置の取扱いと日常点検整備等	① 運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ② 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。	
25 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	① 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 ② 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。	
26 基本的な運転操作	① 正しい操作手順での発進と停止ができる。 ② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③ 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。	

27 時機を捉えた発進と加速及び目標に合わせた停止		① タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 ② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。										
28 カーブや曲がり角の通行		① 貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。										
29 坂道の通行		① 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ② 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。										
30 後退		① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。										
31 狭路の通行		① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。										
32 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応		① 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ② 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。										
33 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 ③ 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ④ 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。										
34 踏切の通過		① 一時停止と安全確認を確実に行之、速やかに通過することができる。										
35 教習効果の確認（みきわめ）												
月 日												
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8				
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15	16				
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員	17	18										
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者							
					月 日		月 日		月 日		月 日	
					良好 不良		良好 不良		良好 不良		良好 不良	

技能教習 第2段階		目 標	① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。 ② 他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③ 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら、主体的な運転ができる。 ④ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。 ⑤ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。 ⑥ 貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 ⑦ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。							
(最短)										
時限										
項 目 名		項 目 名								

月 時 限 指 導 員								
	9	10	11	12	13	14	15	16
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 時 限 指 導 員								
	17	18	19	20	21	22	23	
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
時 限 指 導 員								
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
申し込み事項等					み き わ め 実 施 者			
					月 日	月 日	月 日	月 日
					良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

教 習 原 簿 (普通MT免許)

教習所名										教習生番号																
フリガナ																				写 真						
氏名																										
生年 月 日		年 月 日生 (歳) 男・女																								
住所																										
入所等 の記録	入 所 年 月 日		年 月 日				転出入、退所年月日				年 月 日															
	教 習 開 始 年 月 日		年 月 日				仮免許交付年月日				① 年 月 日 年 月 日															
	教 習 期 限		年 月 日				仮免許有効期限 仮免許証番号																			
	教 習 修 了 年 月 日		年 月 日				仮免許交付年月日				② 年 月 日 年 月 日															
	検 定 期 限		年 月 日				仮免許有効期限 仮免許証番号																			
	修了証明書発行年月日		年 月 日				修了証明書番号				第 号															
	卒 業 年 月 日		年 月 日				卒業証明書番号				第 号															
入所時 の 確 認	確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他 ()										現 有 免 許 の 種 類												確認者	
	現有免許		交付年月日		年 月 日																					
			有効期限		年 月 日まで有効																					
			公 安 委 員 会																							
	免許証等番号																						確認者			
	免許の条件																				確認者					
	教習の 条 件										応急救護処置 教習免除有無				有 無 確認 ()											
	適 性 テスト		視 力		裸 眼		矯 正		視 野		色彩識別		聴 力		運動能力		検査者									
左					右		左 度		右 度		適		第1号		適											
両					両		計 度		否		第2号		否													
注 意 事 項		1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。																								

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
／		
／		
／		
／		
／		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	／			／		／	
原付 扱2	／			／		／	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査		月日 実施者	／
------------	--	-----------	---

技能教習 第1段階		目 標	① 安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。 ③ 場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。									
(最短)												
時限												
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標										
1. 車の乗り降りと運転姿勢		1. 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。										
2. 自動車の機構と運転装置の取扱い		2. 運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。										
3. 発進と停止		3. 正しい操作手順で発進と停止ができる。										
4. 速度の調節		4. 速度の上げ下げや速度を保つことができる。										
5. 走行位置と進路		5. 直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。										
6. 時機をとらえた発進と加速		6. タイミングのよい発進と力強い加速ができる。										
7. 目標に合わせた停止		7. 予定した位置に車を停止させることができる。										
8. カーブや曲がり角の通行		8. 曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。										
9. 坂道の通行		9. 勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。										
10. 後退		10. 適切な進路と速度を選んで後退ができる。										
11. 狭路の通行		11. 狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。										
12. 通行位置の選択と進路変更		12. 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。										
13. 障害物への対応		13. 障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。										
14. 標識・標示に従った走行		14. 必要な標識・表示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。										
15. 信号に従った走行		15. 信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。										
16. 交差点の通行（直進）		16～18 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。										
17. 交差点の通行（左折）												
18. 交差点の通行（右折）												
19. 見通しの悪い交差点の通行		19. 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。										
20. 踏切の通過		20. 一時停止と安全確認を確実に行之、速やかに通過することができる。										
21. オートマチック車の運転		21. オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。										
22. オートマチック車の急加速と急発進時の措置		22. オートマチック車で急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。										
23. 教習効果の確認（みきわめ）												
月 日												
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8				
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15					
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員												
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者							
					月 日		月 日		月 日		月 日	
					良好 不良		良好 不良		良好 不良		良好 不良	

[illegible]

項 目 名	項 目 名 と の 目 標
1 路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	1 所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実にすることができる。
2 交通の流れに合わせた走行	2 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。
3 適切な通行位置	3 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。
4 進路変更	4 交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。
5 信号、標識・標示等に従った運転	5 信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。
6 交差点の通行	6 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
7 歩行者等の保護	7 歩行者、自転車等の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。
8 道路及び交通の状況に合わせた運転	8 道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。
9 駐・停車	9 道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。
10 方向変換及び縦列駐車	10 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。
11 急ブレーキ	11 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避等ができるとともに、道路形状に合った速度が選べる。
12 自主経路設定	12 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
13 危険を予測した運転	13 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
14 高速道路での運転	14 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。
15 特別項目	15 地域特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。
16 教習効果の確認（みきわめ）	

月	日								
時	限								
指	導								
員									
		1	2	3	4	5	6	7	8

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月	日									
時	限									
指	導									
員										
		9	10	11	12	13	14	15	16	

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月	日								
時	限								
指	導								
員		17	18	19					

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

申し送り事項等	み き わ め 実 施 者							
	月 日		月 日		月 日		月 日	
	良好	不良	良好	不良	良好	不良	良好	不良

[illegible]

教 習 原 簿 (A T 限定普通免許)

教習所名											教習生番号																				
フリガナ																					写 真										
氏名																															
生年		年 月 日生（ 歳） 男・女																													
月日																															
住所																															
入所等の記録		入 所 年 月 日				年 月 日				転出入、退所年月日				年 月 日																	
		教 習 開 始 年 月 日				年 月 日				仮 免 許 交 付 年 月 日				① 年 月 日 年 月 日																	
		教 習 期 限				年 月 日				仮 免 許 有 効 期 限 仮 免 許 証 番 号																					
		教 習 修 了 年 月 日				年 月 日				仮 免 許 交 付 年 月 日				② 年 月 日 年 月 日																	
		検 定 期 限				年 月 日				仮 免 許 有 効 期 限 仮 免 許 証 番 号																					
		修了証明書発行年月日				年 月 日				修 了 証 明 書 番 号				第 号																	
		卒 業 年 月 日				年 月 日				卒 業 証 明 書 番 号				第 号																	
入所時の確認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）										現 有 免 許 の 種 類																確認者	
		現有免許		交付年月日		年 月 日						／																			
				有 効 期 限		年 月 日まで有効																									
				公 安 委 員 会																											
		免許証等番号																	－								確認者				
		免許の条件																／													
		教習の条件										応急救護処置 教習免除有無				有 無 確認（ ）															
		適 性 テスト		視 力		裸 眼		矯 正		視 野		色 彩 識 別		聴 力		運 動 能 力		検 査 者													
		左						左 度		適		第 1 号		適		／															
		右						右 度		否		第 2 号		否																	
		両						計 度																							

- | | |
|------------------------|--|
| 注 意

事 項 | <p>1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。</p> <p>2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。</p> <p>3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。</p> |
|------------------------|--|

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	/			/			/		
2	/			/			/		
3	/			/			/		
4	/			/			/		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	/		
2	/		
3	/		
4	/		
5	/		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
/		
/		
/		
/		
/		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	/			/		/	
原付 扱2	/			/		/	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査		月日 実施者	/
------------	--	-----------	---

技能教習 第1段階		目 標	① 安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。							
(最短)			② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。							
時限			③ 場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。							
項目名		項目名ごとの目標								
1. 車の乗り降りと運転姿勢		1. 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。								
2. 自動車の機構と運転装置の取扱い		2. 運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。								
3. 発進と停止		3. 正しい操作手順で発進と停止ができる。								
4. 速度の調節		4. 速度の上げ下げや速度を保つことができる。								
5. 走行位置と進路		5. 直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。								
6. 時機をとらえた発進と加速		6. タイミングのよい発進と力強い加速ができる。								
7. 目標に合わせた停止		7. 予定した位置に車を停止させることができる。								
8. カーブや曲がり角の通行		8. 曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。								
9. 坂道の通行		9. 勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。								
10. 後退		10. 適切な進路と速度を選んで後退ができる。								
11. 狭路の通行		11. 狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。								
12. 通行位置の選択と進路変更		12. 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。								
13. 障害物への対応		13. 障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。								
14. 標識・標示に従った走行		14. 必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。								
15. 信号に従った走行		15. 信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。								
16. 交差点の通行（直進）		16～18 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。								
17. 交差点の通行（左折）										
18. 交差点の通行（右折）										
19. 見通しの悪い交差点の通行		19. 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。								
20. 踏切の通過		20. 一時停止と安全確認を確実に行之、速やかに通過することができる。								
21. 急加速と急発進時の措置		21. 急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。								
22. 教習効果の確認（みきわめ）										
月 日										
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8		
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
月 日										
指 導 員	9	10	11	12						
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
月 日										
指 導 員										
実 施 項 目 名										
復 習 項 目 名										
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者					
					月 日	月 日	月 日	月 日		
					良好	不良	良好	不良	良好	不良

[illegible]

教習原簿（大型二輪免許）

教習所名										教習生番号																			
フリガナ																				写 真									
氏名																													
生年 月日		年 月 日生（ 歳） 男・女																											
住所																													
入所等 の記録	入 所 年 月 日		年 月 日				教 習 修 了 年 月 日				年 月 日																		
	教 習 開 始 年 月 日		年 月 日				検 定 期 限				年 月 日																		
	転出入、退所年月日		年 月 日				卒 業 年 月 日				年 月 日																		
	教 習 期 限		年 月 日				卒 業 証 明 書 番 号				第 号																		
入所時 の 確 認	確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）																										
	現 有 免 許	交付年月日		年 月 日				現 有 免 許 の 種 類												確認者									
		有 効 期 限		年 月 日まで有効																									
		公 安 委 員 会																											
		免許の条件																											
	免許証等番号																			確認者									
	教 習 の 条 件								応急救護処置 教習免除の有無		有 無 確認 ()																		
	適 性 テ ス ト	視 力	裸 眼		矯 正		視 野		色彩識別		運動能力		検査者																
			左				左	度	適		適		／																
			右				右	度	否		否																		
両						計	度	否		否																			

注 意 事 項	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。
----------------	--

	卒検前学科効果測定		
	実施 月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自 由 教 習		
実施 月日	指導員	実 施 事 項 等
／		
／		
／		
／		

	卒 業 検 定		
	実施 月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒 業 検 定 補 修 教 習		
実施 月日	指導員	補 修 項 目 等
／		
／		
／		
／		

技 能 教 習 時 限 数	第 1 段 階	第 2 段 階	小 計	卒検補修	その他	合 計

運 転 適 性					月 日	／
検 査					実施者	

[illegible]

項 目 名	項 目 名	ご と の 目 標
1 車の取扱い	1 安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	2 運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	
3 運転姿勢	3 安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	
4 ブレーキ操作の仕方	4 各種のブレーキ操作ができる。	
5 発進及び停止の仕方	5 正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	
6 変速操作の仕方	6 変速チェンジの手順と操作が正確にできる。	
7 安全走行	7 四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	
8 円滑な発進・加速	8 周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	
9 速度の調節	9 円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	
10 ブレーキ操作	10 前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	
11 バランスのとり方（直線）	11 直線路を安全にバランスをとり走行できる。	
12 バランスのとり方（曲線）	12 曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	
13 車両特性を踏まえた運転	13 車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	
14 坂道の通過	14 勾配に応じた速度やギアを選ぶことができ、円滑に通過することができる。	
15 坂道における停止及び発進	15 上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	
16 オートマチック車の運転	16 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	
17 教習効果の確認（みきわめ）		

月	日							
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月 日								
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15	16

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月	日							
指 導 員								

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

申し送り事項等	み き わ め 実 施 者			
	月 日	月 日	月 日	月 日
	良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

[illegible]

学科教習 第1段階								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
月 日								
指 導 員	9	10						

教 習 計 画 表
Empty space for the lesson plan content

[illegible]

項 目 名	項 目 名	ご と の 目 標
1 路上運転に当たっての注意と法規走行	1 所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。	
2 通行区分など	2 道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることがきる。	
3 走行ポジションと進路変更	3 障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。	
4 交差点の通行（直進）	4～6 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	
5 交差点の通行（右折）		
6 交差点の通行（左折）		
7 見通しの悪い交差点の通行など	7 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。	
8 安全な速度と車間距離	8 走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。	
9 カーブの安全走行	9 カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	
10 カーブの体感走行	10 カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。	
11 急制動	11 安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。	
12 回避	12 障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。	
13 ケース・スタディ（交差点）	13 交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。	
14 交通の状況及び道路環境に応じた運転	14 道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。	
15 危険を予測した運転	15 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	
16 高度なバランス走行など	16 道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	
17 教習効果の確認（みきわめ）		

月	日									
時	限									
指	導									
員										
		1	2	3	4	5	6	7	8	

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月	日									
時	限									
指	導									
員										
		9	10	11	12	13	14	15	16	

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

[illegible]

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

申し送り事項等	み き わ め 実 施 者							
	月 日		月 日		月 日		月 日	
	良好	不良	良好	不良	良好	不良	良好	不良

[illegible]

教 習 原 簿 （A T 限定大型二輪免許）

教習所名										教習生番号																			
フリガナ																				写 真									
氏名																													
生年 月日		年 月 日生（ 歳） 男・女																											
住所																													
入所等 の記録	入 所 年 月 日		年 月 日				教 習 修 了 年 月 日				年 月 日																		
	教 習 開 始 年 月 日		年 月 日				検 定 期 限				年 月 日																		
	転出入、退所年月日		年 月 日				卒 業 年 月 日				年 月 日																		
	教 習 期 限		年 月 日				卒 業 証 明 書 番 号				第 号																		
入所時 の 確 認	確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）																										
	現 有 免 許	交付年月日		年 月 日				現 有 免 許 の 種 類												確認者 ／									
		有 効 期 限		年 月 日まで有効																									
		公 安 委 員 会																											
		免許の条件																											
	免許証等番号																			確認者									
	教 習 の 条 件								応急救護処置 教習免除の有無		有 無 確認 ()						／												
	適 性 テスト	視 力	裸 眼		矯 正		視 野		色彩識別		運動能力		検査者																
			左				左	度	適		適		／																
			右				右	度																					
両						計	度	否		否																			

注 意 事 項	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。
----------------	--

	卒検前学科効果測定		
	実施 月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自 由 教 習		
実施 月日	指導員	実 施 事 項 等
／		
／		
／		
／		

	卒 業 検 定		
	実施 月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒 業 検 定 補 修 教 習		
実施 月日	指導員	補 修 項 目 等
／		
／		
／		
／		

技 能 教 習 時 限 数	第 1 段 階	第 2 段 階	小 計	卒検補修	その他	合 計

運 転 適 性					月 日	／
検 査					実施者	

[illegible]

項 目 名	項 目 名	ご と の 目 標
1 車の取扱い	1 安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	2 運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	
3 運転姿勢	3 安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	
4 ブレーキ操作の仕方	4 各種のブレーキ操作ができる。	
5 発進及び停止の仕方	5 正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	
6 安全走行	6 四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	
7 円滑な発進・加速	7 周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	
8 速度の調節	8 円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	
9 ブレーキ操作	9 前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	
10 バランスのとり方（直線）	10 直線路を安全にバランスをとり走行できる。	
11 バランスのとり方（曲線）	11 曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	
12 車両特性を踏まえた運転	12 車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	
13 坂道の通過	13 勾配に応じた速度で円滑に通過することができる。	
14 坂道における停止及び発進	14 上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	
15 オートマチック車の運転	15 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	
16 教習効果の確認（みきわめ）		

月	日							
指 導 員								
	1	2	3	4	5	6	7	8

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月	日							
指 導 員		9						

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月	日							
指 導 員								

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

申し送り事項等	み き わ め 実 施 者							
	月 日		月 日		月 日		月 日	
	良好	不良	良好	不良	良好	不良	良好	不良

[illegible]

学科教習 第1段階								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
月 日								
指 導 員	9	10						

教 習 計 画 表
Empty space for the table content

[illegible]

項 目 名	項 目 名 ご と の 目 標
1 路上運転に当たっての注意と法規走行	1 所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。
2 通行区分など	2 道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることがきる。
3 走行ポジションと進路変更	3 障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。
4 交差点の通行（直進）	4～6 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
5 交差点の通行（右折）	
6 交差点の通行（左折）	
7 見通しの悪い交差点の通行など	7 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。
8 安全な速度と車間距離	8 走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。
9 カーブの安全走行	9 カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
10 カーブの体感走行	10 カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。
11 急制動	11 安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。
12 回避	12 障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。
13 ケース・スタディ（交差点）	13 交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。
14 交通の状況及び道路環境に応じた運転	14 道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。
15 危険を予測した運転	15 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。
16 高度なバランス走行など	16 道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。
17 教習効果の確認（みきわめ）	

月	日									
時	限									
指	導									
員										
		1	2	3	4	5	6	7	8	

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月 日								
時 限								
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15	16

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月										
日										
時 限										
指 導 員										
	17	18	19	20						

實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

申し送り事項等	み き わ め 実 施 者							
	月 日		月 日		月 日		月 日	
	良好	不良	良好	不良	良好	不良	良好	不良

[illegible]

教 習 原 簿 (普通二輪免許)

教習所名										教習生番号																			
フリガナ																				写 真									
氏名																													
生年 月日		年 月 日生 (歳) 男・女																											
住所																													
入所等 の記録		入 所 年 月 日				年 月 日				教 習 修 了 年 月 日				年 月 日															
		教 習 開 始 年 月 日				年 月 日				検 定 期 限				年 月 日															
		転出入、退所年月日				年 月 日				卒 業 年 月 日				年 月 日															
		教 習 期 限				年 月 日				卒 業 証 明 書 番 号				第 号															
入所時 の 確 認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他 ()																									
		現 有 免 許		交付年月日		年 月 日				現 有 免 許 の 種 類																確認者 ／			
				有 効 期 限		年 月 日 まで有効																							
				公 安 委 員 会																									
				免許の条件																									
		免許証等番号														—										確認者			
		教 習 の 条 件										応急救護処置 教習免除の有無				有 無 確認 ()								／					
		適 性 テスト		視 力		裸 眼		矯 正		視 野				色彩識別				運動能力				検査者							
左										左 度		適				適				／									
右										右 度		否				否													
両								計 度																					

注 意 事 項	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。
----------------	---

	卒検前学科効果測定		
	実施 月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自 由 教 習		
実施 月日	指導員	実 施 事 項 等
／		
／		
／		
／		

	卒 業 検 定		
	実施 月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒 業 検 定 補 修 教 習		
実施 月日	指導員	補 修 項 目 等
／		
／		
／		
／		

技 能 教 習 時 限 数	第 1 段 階	第 2 段 階	小 計	卒検補修	その他	合 計

運 転 適 性					月 日	／
検 査					実施者	

学科教習 第1段階								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
月 日								
指 導 員	9	10						

教 習 計 画 表
Empty space for the lesson plan content

教 習 原 簿 （A T 限定普通二輪免許）

教習所名										教習生番号																			
フリガナ																				写 真									
氏名																													
生年 月日		年 月 日生（ 歳） 男・女																											
住所																													
入所等 の記録		入 所 年 月 日				年 月 日				教 習 修 了 年 月 日				年 月 日															
		教 習 開 始 年 月 日				年 月 日				検 定 期 限				年 月 日															
		転出入、退所年月日				年 月 日				卒 業 年 月 日				年 月 日															
		教 習 期 限				年 月 日				卒 業 証 明 書 番 号				第 号															
入所時 の 確 認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）																									
		現 有 免 許		交付年月日		年 月 日				現 有 免 許 の 種 類																確認者 ／			
				有 効 期 限		年 月 日まで有効																							
				公 安 委 員 会																									
				免許の条件																									
		免許証等番号														—										確認者			
		教 習 の 条 件										応急救護処置 教習免除の有無				有 無 確認 ()								／					
		適 性 テスト		視 力		裸 眼		矯 正		視 野		色彩識別				運動能力				検査者									
左								左		度		適				適				／									
右								右		度		否				否													
両								計		度		否				否													

注 意 事 項	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。
--------------------	---

	卒検前学科効果測定		
	実施 月日	実施者	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

自 由 教 習		
実施 月日	指導員	実 施 事 項 等
／		
／		
／		
／		

	卒 業 検 定		
	実施 月日	検定員	結果
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		

卒 業 検 定 補 修 教 習		
実施 月日	指導員	補 修 項 目 等
／		
／		
／		
／		

技 能 教 習 時 限 数	第 1 段 階	第 2 段 階	小 計	卒検補修	その他	合 計

運 転 適 性					月 日	／
検 査					実施者	

[illegible]

項 目 名	項 目 名	ご と の 目 標
1 車の取扱い	1 安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	2 運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	
3 運転姿勢	3 安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	
4 ブレーキ操作の仕方	4 各種のブレーキ操作ができる。	
5 発進及び停止の仕方	5 正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	
6 安全走行	6 四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	
7 円滑な発進・加速	7 周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	
8 速度の調節	8 円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	
9 ブレーキ操作	9 前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	
10 バランスのとり方（直線）	10 直線路を安全にバランスをとり走行できる。	
11 バランスのとり方（曲線）	11 曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	
12 車両特性を踏まえた運転	12 車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	
13 坂道の通過	13 勾配に応じた速度で円滑に通過することができる。	
14 坂道における停止及び発進	14 上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	
15 オートマチック車の運転	15 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	
16 教習効果の確認（みきわめ）		

月 日 指 導 員	1	2	3	4	5			
實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日 指 導 員								
實 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

申し送り事項等	み き わ め 実 施 者							
	月 日		月 日		月 日		月 日	
	良好	不良	良好	不良	良好	不良	良好	不良

[illegible]

学科教習 第1段階								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
月 日								
指 導 員	9	10						

教 習 計 画 表
Empty space for the lesson plan content

教 習 原 簿 (大型第二種免許)

教習所名										教習生番号																												
フリガナ																				写　真																		
氏名																																						
生年 月日		年　　月　　日生（　　歳）　男・女																																				
住所																																						
入所等 の記録		入　所　年　月　日				年　　月　　日				転出入、退所年月日				年　　月　　日																								
		教　習　開　始　年　月　日				年　　月　　日				仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号				①　　年　　月　　日 年　　月　　日																								
		教　　習　期　限				年　　月　　日																																
		教　習　修　了　年　月　日				年　　月　　日				仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号				②　　年　　月　　日 年　　月　　日																								
		検　定　期　限				年　　月　　日																																
		修了証明書発行年月日				年　　月　　日				修　了　証　明　書　番　号				第　　　　　号																								
		卒　業　年　月　日				年　　月　　日				卒　業　証　明　書　番　号				第　　　　　号																								
入所時 の 確　認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（　）								現 有 免 許 の 種 類																確認者										
		現有免許		交付年月日		年　　月　　日																						／										
				有　効　期　限		年　　月　　日まで有効																																
				公　安　委　員　会																																		
				免許証等番号																																		
		免許の条件																										／										
		教習の条　件										応急救護処置 教習免除有無				有　　　　　無 確認（　　　　　）																						
		適　性 テスト		視　力		裸　眼		矯　正		色彩識別		聴　　力		運動能力		深視力		検査者																				
				左						適		適		適		適		／																				
		右								否		否		否		否																						
		両						否		否		否		否																								

- | | |
|------------------------|---|
| 注 意

事 項 | <p>1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。</p> <p>2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。</p> <p>3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。</p> |
|------------------------|---|

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
／		
／		
／		
／		
／		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	／			／		／	
原付 扱2	／			／		／	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査						月日 実施者	／
------------	--	--	--	--	--	-----------	---

技能教習 第1段階 (最短)		① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ③ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。						
時 限		項 目 名						
項 目 名		項 目 名						
1 車の乗り降り		① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。						
2 運転装置の取扱いと日常点検整備等		① 運転装置及び旅客自動車に備えられていることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ② 運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。						
3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作		① 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。						
4 基本的な運転操作		① 正しい操作手順での発進と停止ができる。 ② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③ オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④ 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。						
5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進		① タイミングの良い発進とスムーズな加速ができる。 ② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ③ 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。						
6 カーブや曲がり角の通行		① 旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。						
7 坂道の通行		① 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ② 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。						
8 後退		① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。						
9 狭路の通行		① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。						
10 鋭角コースの通過		① 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。						
11 隘路への進入		① 車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。						
12 方向変換及び縦列駐車		① 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。						
13 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応		① 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ② 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。						
14 信号、標識・標示等に従った走行		① 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ② 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。						
15 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。						
16 踏切の通過		① 一時停止と安全確認を確実に行之、速やかに通過することができる。						
17 旅客輸送を想定した走行		① 旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。						
18 急ブレーキ		① 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。						
19 教習効果の確認（みきわめ）								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日								
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15	16
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日								
指 導 員	17	18	19	20	21	22	23	24
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								

月日								
指導員	25	26	27	28	29	30	31	
実施項目名								
復習項目名								
申し込み事項等					みきわめ実施者			
					月日	月日	月日	月日
					良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

技能教習 第2段階		① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ② 他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④ 旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら主体的な運転ができる。 ⑤ 先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑥ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。							
(最短)	時限								
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標							
1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更		① 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ② 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 ③ 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。							
2 信号、標識・標示等に従った走行		① 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。							
3 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。							
4 歩行者等の保護		① 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。							
5 道路及び交通の状況に合わせた運転		① 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。							
6 旅客輸送を想定した運転		① 旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。							
7 経路の設定		① 旅客自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら安全に運転できる。							
8 先急ぎの危険を理解した運転		① 教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 ② 体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。							
9 危険を予測した運転		① 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。							
10 夜間の運転		① 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。							
11 悪条件下での運転		① 様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全に運転（中止）することができる。							
12 特別項目		① 地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。							
13 教習効果の確認（みきわめ）									
月 日									
指 導 員									
	1	2	3	4	5	6	7	8	
実 施 項 目 名									
復 習 項 目 名									
月 日									
指 導 員									
	9	10	11	12	13	14	15	16	
実 施 項 目 名									
復 習 項 目 名									
月 日									
指 導 員									
	17	18	19	20	21	22	23	24	
実 施 項 目 名									
復 習 項 目 名									
月 日									
指 導 員									
	25	26	27	28	29				
実 施 項 目 名									
復 習 項 目 名									
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者				
					月 日	月 日	月 日	月 日	
					良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良	

教 習 原 簿 (中型第二種免許)

教習所名										教習生番号																					
フリガナ																				写　真											
氏名																															
生年 月日		年　　　月　　　日生（　　　歳）　男・女																													
住所																															
入所等 の記録		入　所　年　月　日			年　　　月　　　日			転出入、退所年月日					年　　　月　　　日																		
		教　習　開　始　年　月　日			年　　　月　　　日			仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号					①　年　　　月　　　日 年　　　月　　　日																		
		教　　習　　期　　限			年　　　月　　　日																										
		教　習　修　了　年　月　日			年　　　月　　　日			仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号					②　年　　　月　　　日 年　　　月　　　日																		
		検　　定　　期　　限			年　　　月　　　日																										
		修了証明書発行年月日			年　　　月　　　日			修　了　証　明　書　番　号					第　　　　　号																		
		卒　業　年　月　日			年　　　月　　　日			卒　業　証　明　書　番　号					第　　　　　号																		
入所時 の 確　認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（　　）								現 有 免 許 の 種 類																確認者			
		現有免許		交付年月日		年　　　月　　　日																						／			
				有　効　期　限		年　月　日まで有効																									
				公　安　委　員　会																											
		免許証等番号																													
		免許の条件																／													
		教習の条　件								応急救護処置 教習免除有無				有　　　　　無 確認（　　　　　）																	
		適　性 テスト		視力		裸眼		矯正		色彩識別		聴　　力		運動能力		深視力						検査者									
				左						適		適		適		適		／													
		右								否		否		否		否															
		両						否		否		否		否																	

注 意 事 項	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。
------------------------	---

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免学科試験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	/			/			/		
2	/			/			/		
3	/			/			/		
4	/			/			/		

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		

	修了検定補修教習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	/		
2	/		
3	/		
4	/		
5	/		

卒業検定補修教習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
/		
/		
/		
/		
/		

任意教習				自由教習			
原付 扱1	/			/		/	
原付 扱2	/			/		/	

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査		月日 実施者	/
------------	--	-----------	---

技能教習 第1段階 (最短)		時限						
項 目 名		項 目 名 目 標						
1 車の乗り降りと運転姿勢		① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。						
2 運転装置の取扱いと日常点検整備等		① 運転装置及び旅客自動車に備えられていることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。						
3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作		② 運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。						
4 基本的な運転操作		① 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。						
5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進		① 正しい操作手順での発進と停止ができる。						
6 カーブや曲がり角の通行		② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。						
7 坂道の通行		③ オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。						
8 後退		④ 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。						
9 狭路の通行		① タイミングの良い発進とスムーズな加速ができる。						
10 鋭角コースの通過		② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。						
11 隘路への進入		③ 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。						
12 方向変換及び縦列駐車		① 旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。						
13 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応		① 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。						
14 信号、標識・標示等に従った走行		② 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。						
15 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行		① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。						
16 踏切の通過		① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。						
17 旅客輸送を想定した走行		① 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。						
18 急ブレーキ		① 車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。						
19 教習効果の確認（みきわめ）		① 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。						
月 日		① 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。						
指 導 員		② 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。						
1		① 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。						
2		② 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。						
3		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。						
4		② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。						
5		① 一時停止と安全確認を確実に行之い、速やかに通過することができる。						
6		① 旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。						
7		① 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								

月日								
指導員	25	26	27	28	29	30		
実施項目名								
復習項目名								
申し送り事項等					みきわめ実施者			
					月日	月日	月日	月日
					良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良

技能教習 第2段階		① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。 ② 他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。 ③ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。 ④ 旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら主体的な運転ができる。 ⑤ 先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。 ⑥ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。							
(最短)									
時限									
項 目 名		項 目 名							

教 習 原 簿 (普通第二種免許)

教習所名										教習生番号																					
フリガナ																		写　真													
氏名																															
生年 月日		年　　　月　　　日生（　　　歳）　男・女																													
住所																															
入所等 の記録		入　所　年　月　日			年　　　月　　　日			転出入、退所年月日					年　　　月　　　日																		
		教　習　開　始　年　月　日			年　　　月　　　日			仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号					①　年　　　月　　　日 年　　　月　　　日																		
		教　　習　　期　　限			年　　　月　　　日																										
		教　習　修　了　年　月　日			年　　　月　　　日			仮免許交付年月日 仮免許有効期限 仮免許証番号					②　年　　　月　　　日 年　　　月　　　日																		
		検　　定　　期　　限			年　　　月　　　日																										
		修了証明書発行年月日			年　　　月　　　日			修　了　証　明　書　番　号					第　　　　　号																		
		卒　業　年　月　日			年　　　月　　　日			卒　業　証　明　書　番　号					第　　　　　号																		
入所時 の 確　認		確認資料		☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（　　）								現有 免 許 の 種 類																確認者			
		現有免許		交付年月日		年　　　月　　　日																						／			
				有　効　期　限		年　月　日まで有効																									
				公　安　委　員　会																											
		免許証等番号																													
		免許の条件																／													
		教習の条　件								応急救護処置 教習免除有無				有　　　　　無 確認（　　　　　）																	
		適　性 テスト		視力		裸眼		矯正		色彩識別		聴　　力		運動能力		深視力						検査者									
				左						適		適		適		適		／													
		右								否		否		否		否															
		両						否		否		否		否																	

- | | |
|------------------------|--|
| 注 意

事 項 | <p>1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。</p> <p>2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。</p> <p>3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。</p> |
|------------------------|--|

	仮免前学科効果測定			修了検 定			仮免学 科 試 験		
	実施	実施者	結果	実施	検定員	結果	実施	管理者	結果
	月日			月日			月日		
1	／			／			／		
2	／			／			／		
3	／			／			／		
4	／			／			／		

卒検前学科効果測定			卒業検 定		
実施	実施者	結果	実施	検定員	結果
月日			月日		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		

	修了検 定 補 修 教 習		
	実施	指導員	補修項目等
	月日		
1	／		
2	／		
3	／		
4	／		
5	／		

卒業検 定 補 修 教 習		
実施	指導員	補修項目等
月日		
／		
／		
／		
／		
／		

任 意 教 習				自 由 教 習			
原付 扱1	／			／		／	
原付 扱2	／			／		／	

技 能 教 習 時 限 数	第1段階	第2段階	小 計	修検補修	卒検補修	そ の 他	合 計

運 転 適 性 検 査						月 日 実施者	／
----------------	--	--	--	--	--	------------	---

技能教習 第1段階 (最短)		① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかなで安定した走行をすることができる。 ③ 場内のコース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。						
時限								
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標						
1 車の乗り降りや運転姿勢		① 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。						
2 運転装置の取扱いと日常点検整備等		① 運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 ② 運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。						
3 基本的な運転操作		① 正しい操作手順での発進と停止ができる。 ② 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 ③ オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 ④ 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや一定の速度を保つことができる。						
4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止		① タイミングの良い発進とスムーズで機敏な加速ができる。 ② 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。						
5 カーブや曲がり角の通行		① 旅客輸送を想定し、曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。						
6 坂道の通行		① 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 ② 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。						
7 後退		① 適切な進路と速度を選んで後退ができる。						
8 狭路の通行		① 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。						
9 鋭角コースの通過		① 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより、安全な通行ができる。						
10 縦列駐車・方向変換		① 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。						
11 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応		① 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 ② 旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。						
12 信号、標識・標示等に従った走行		① 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 ② 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 ③ 旅客を想定した円滑な走行ができる。						
13 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 ③ 旅客を想定した円滑な走行ができる。						
14 踏切の通過		① 一時停止と安全確認を確実に行之、速やかに通過することができる。						
15 転回		① 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。						
16 旅客輸送を想定した走行		① 旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。						
17 急ブレーキ		① 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。						
18 教習効果の確認（みきわめ）								
月 日								
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7	8
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日								
指 導 員	9	10	11	12	13	14	15	16
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
月 日								
指 導 員	17	18	19	20	21	22	23	24
実 施 項 目 名								
復 習 項 目 名								
申し送り事項等				み き わ め 実 施 者				
				月 日	月 日	月 日	月 日	
				良好 不良	良好 不良	良好 不良	良好 不良	

技能教習 第2段階												
(最短)		① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。										
		② 他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。										
		③ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。										
		④ 旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら主体的な運転ができる。										
		⑤ 先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。										
時限		⑥ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。										
項目名		項目名ごとの目標										
1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更		① 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。										
		② 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。										
		③ 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。										
2 信号、標識・標示等に従った運転		① 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。										
3 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行		① 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。										
		② 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。										
4 歩行者等の保護		① 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。										
5 道路及び交通の状況に合わせた運転		① 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。										
6 転回		① 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択し、他の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回することができる。										
7 旅客輸送を想定した運転		① 旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。										
8 経路の設定		① 旅客の需要（指示又は求め）に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りしながら安全に運転ができる。										
9 先急ぎの危険を理解した運転		① 教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。										
		② 体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。										
10 危険を予測した運転		① 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。										
11 夜間の運転		① 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。										
12 悪条件下での運転		① 様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全運転（中止）することができる。										
13 特別項目		① 地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。										
14 教習効果の確認（みきわめ）												
月 日												
指 導 員												
	1	2	3	4	5	6	7	8				
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員												
	9	10	11	12	13	14	15	16				
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員												
	17	18	19	20	21	22	23	24				
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
月 日												
指 導 員												
	25	26	27	28	29	30						
実 施 項 目 名												
復 習 項 目 名												
申し送り事項等					み き わ め 実 施 者							
					月 日		月 日		月 日		月 日	
					良好 不良		良好 不良		良好 不良		良好 不良	

別記様式第2号

第	号		
技 能 審 査 合 格 証 明 書			
押出し スタンプ	住 所		
	氏 名		
		年	月 日生
上記の者は、 年 月 日本 における 免許に係			
る を解除する技能審査に合格した者であることを証明する。			
年 月 日			
所在地			
公安委員会指定			
名 称			
管理者			
			印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 3 号

第	号	卒	業	証	明	書
		住	所			
		氏	名			
押出し スタンプ						
		年	月	日	生	
上記の者は、		年	月	日本	における	免許に係
る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。						
		年	月	日		
		所在地				
		公安委員会指定				
		名 称				
		管理者				
		印				

第	号	卒	業	検	定	合	格	証	明	書
上記卒業証明書記載の者は、		年	月	日						
を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。		年	月	日						
		名 称								
		技能検定員								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第4号

第	号				
修了証明書					
住所					
氏名					
年 月 日生					
上記の者は、 年 月 日本 において所定の教習を修了し、 仮免許を受けて運転することができる程度の技能及び知識の水準に達した者であることを証明する。					
年 月 日					
所在地					
公安委員会指定					
名称					
管理者					
					印

第	号				
修了検定合格証明書					
上記修了証明書記載の者は、 年 月 日					
を用いた修了検定に合格した者であることを証明する。					
年 月 日					
名称					
技能検定員					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第	号
教 習 修 了 証 明 書	
住	所
氏	名
	年 月 日生
上記の者は、	年 月 日本 における 免許に係
る所定の教習を修了した者であることを証明する。	
年	月 日
所在地	
名 称	
管理	者
	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。